

# 景観構成要素としての社会規範

— 12 表法の場合 —

山 田 安 彦

A Social Norm as a Constituent Factor of Landscape

— In the Case of Twelve Tables —

YASUHIKO YAMADA

## I 本研究の契機と歴史地理学的意義

さきに、私は「条里研究の歴史地理学的意義<sup>1)</sup>」および「平城京の内部構造に関する若干の問題<sup>2)</sup>」と題する小文において、社会・経済的機構が激変し、生産技術が過去と比較にならない程、大きく進歩しているにも不拘、遠古の交通路や地割および成立当初の村落などの位置・形態並びに様相を永く遺存している諸点に留意し、それらの景観を分析して、その景観変遷の速度と要因を追究しようと試みたことがあった。しかし、それによって到達する目的、つまり景観の史的変遷により、景観組織（地域体系）を把握するまでには至らず、また、景観（地域）現象に関する史的変容の地域的法則性や地域発達の法則性を見出すにはなお多くの手続きが必要であることを感じた。それで本稿はそれに接近する1つの手続きを試論するもので、今又この誌上を以て論及するのは必ずしも偶然ではないと思う。

さて、それでは文化景観に投影された社会規範を取挙げた経過とその理由について論及すべきであるが、拙論の視線の根源的方向となっている景観変遷の速度というものについて、若干説述しておく必要がある。現景観は歴史的形成物であることは論ずるまでもないが、なかには既成の文化景観と形成過程にあるそれとが有機的に融合しているもの（調和景観-harmonische Landschaft<sup>3)</sup>）もあり、あるものは過去に生成された文化景観が文化力の増強によってその機能を消失し、唯単なる遺跡（化石）景観 Ruinenlandschaft<sup>4)</sup> となってしまっているものもある。また、なかには既存の文化景観と無関係に新しい文化景観が形成される場合もあるが時間を経過するに従って、相互に強弱の差こそあれ適応している例が多い。

そのうち若干例をあげるとケントゥリアcenturiæ<sup>5)</sup>や条里制の地割（土地割 Landflur）は、その後の社会機構・経済構造および農業経営の変容や農業技術の進歩にもかかわらず、その地割が今日の集落とか耕作景観のなかに遺存し、しかもその当初の機能とは異なるが、現在の生活環境の1部となり、現代の農耕生活に機能を果しているものもある。従って、それらの景観は単なる遺跡景観ではない<sup>6)</sup>。また、道路についてみても、交通機関が進歩するに従い、道路の規模は変化するが、その位置は持続している場合がすくなくない<sup>7)</sup>。あるいはまた、近世城下町のように、近代の急速な工業化に遭遇しても、町割・道路網はかつての面影を明瞭に留め<sup>8)</sup>、交通の活発性を阻止している面がある。このようなことは中国・ヨーロッパの古代・中世都市に起源を有する今日の都市にも多く見出される<sup>9)</sup>。逆に、鉄道が発達するに従い鉄道が敷設されなかったために、過去に隆盛を誇った宿場町が退化し<sup>10)</sup>、かつての繁栄の片影すら残らず、うたかたの如く消滅した例もある。この他挙げれば限りがないが、近代にはいつてから形成された景観でも、今日ではもうすでに廃墟と化している場合もしばしばみる。

要するに、遠古の景観が早く機能を失って消滅したり、また遺跡景観となり、近い過去

の景観の変容が遠古のそれよりもおそいとは限らない。文化景観の史的変遷は景観地域 Landschaftsgebiet によって異なり、同一景観地域内においても景観構成要素によって形成された景観単位毎の変化の速度は同一でない。なお景観細胞 Landschaftszelle<sup>11)</sup>によってもその変遷の速度は違ってくる。これについては、若干の証明を重ねてきた<sup>12)</sup>。

そこで、「動き」を考察には基準となるものを定めねばならない。その定められたものを尺度として、景観を分析し、景観の史的変遷の速度とその要因を追究することを試みてきた<sup>13)</sup>。それにはわが国の場合、条里地割を基準尺度として使用するがよい。何故かならば、条里はわが国、古代国家が成立し、律令的デスポティズムの経済的基盤の支柱となり、国家的権力を背景にして全国的に画一的に実施したもので、各地ともその地割の形態が同一であるから。また、わが国の水田地域の大半に施行され、その殆んどが今日、その地割の遺構を留めるからである。つまり多少の変化はあれ、当初の地割が今日まで遺存するので、わが国の社会文化の基底となっている水田農耕社会の始原を地域的に究明するには条里地割を分析することが必須の手段となる。したがって、条里地割を基準尺度として用いるのが適切と考える。それは、条里地割の原景観を復原し、その地割が変化、消滅した時期を探求し、その時(変化・消滅)の景観と復原した原景観とを対比すること並びに遺存されている現景観と照合することにより、わが国水田耕作地帯の過半部にわたり、景観地域現象の史的変容を地域的に比較し、その特性を把握しえて<sup>14)</sup>、前述の目的に接近しうるのである。

同様なことがケントゥリアについても考えられる。但し、時代も社会機構・経済構造・生産形態も異なる条里と直接的に対比することを慎まねばならないが、古代国家確立当初の地割という点においては類似するので、その当初の農業経営と農業技術を考察するのに好適な材料であり、また、方格状地割という形態を背景とし、基盤とした農耕社会のメカニズムに支配され、いかなる地域社会経済の様相や景観が形成されるかについても比較考慮すべき課題がある。しかし、姿が同じであるからといって、必ずしも精神は同一でない。なお本稿では条里地割と同様に、ケントゥリアの地割が古代国家体制の確立のため、国家的権力を背景に、画一的に強行実施され、古代ローマ領土内においては各地ともその地割形態は同一である(しかし、ケントゥリアの場合、辺境部には部分的にその形態が若干異なる<sup>15)</sup>)こと。しかも、当初の地割が、多少の変化こそあれ、現存している<sup>16)</sup>ので前述したねらい<sup>17)</sup>を試みるのに好適の材料である。

この他、方格状地割のみに限らず、城下町および中国、ヨーロッパの城郭都市景観を尺度としても同様の課題が存在する。この場合、城郭都市景観を基準の尺度として、歴史的都市の都市景観の変容から地域的法則を把握することで、古代・中世・近世・近代へと通ずる景観変遷史の時間的系列を明かにすることと混同してはならない。従前、歴史的「時」の断面の地域性を把握することが歴史地理学の使命であると考えられ、その方法に景観(地域)変遷史的方法が使用された。これは地理学が地域(機能)主義を尊重しておりながら、ややもすれば歴史主義に傾倒し、景観(地域)史に流れる恐れがある<sup>18)</sup>。景観(地域)史はそれ自体1つの意義を有するが、地理学で必要なのは現象の年代的系列を整理完成することではなく、人間集団が関与している地域構成要素の組合せ(地域体系)とか、地域組織の成立発展過程を通じて地域の現状を把握(理解)することである<sup>19)</sup>と考える。

地域<sup>20)</sup>(景観)は人間集団の生産・生活と有機体をなす土地空間であるから、時を経過するうちに、その変遷・発展には一定の起動の秩序が存在する。それを把握するには、前述したように、景観地域<sup>21)</sup>により景観変遷が異なるが、同一景観地域内においても景観細胞・最小景観

・核・景観構成要素によっては景観の変遷が同じでない。そこで、その速度とその要因を究め、景観地域現象の継続的変化から地域の法則性を見出すことが今日の歴史地理学の重要な課題であると考えられる。

ここで注意すべきは、時により景観（地域）の構造や機能（構造と機能は相互に前提となる）が異なる、つまり時を経過するに従い、地域の主導因子が質量ともに変化するので、その主導因子とこれに關聯する各地域構成因子との關係組織を理解しておくことである。それが理解しえれば、地域体系の流れを把握することになり、前述の課題の分析に重要な手続きとなる。

## II 景観組織分析<sup>23)</sup>の方法論的試論

前述の目的にアプローチするには、景観組織<sup>システム</sup>（地域体系）を明らかにしておく必要がある。

一体、景観とは何か。景観は二重構造を有す。つまり、1つは可視的なものと他は地域的全体である。前者は景観景(形象)Landschaftsbildであり、後者は「地域」であるが、類型としての地域であるという方が合理的である。両者を合せて景観と考えるべきであることはいうまでもない。つまり、可視的なもの=ゲシュタルトによって認識される土地の特性が景観であり、そのなかから撰択した一定の景観像が景観型式 Landschaftstypusで、この型式が分布する場所、一定の機能關係が存在し、周囲の土地（景観）から区別される地域を景観地域 Landschaftsgebietという。すなわち地理景観 geographische Landschaft = 景観個体 Landschafts-individuumである。

景観型式は景観構成要素の撰び方次第で異なったタイプとなり、また類型研究においては、主要な性質の近似に従って類型設定が行われるが、その際、景観成分のいかなる性質をもって主要とするかは容易に論定しうるものではない。

ところが地理学において大切なのは地域であるから、景観研究において類型（地域）が必須のものとなる。

景観の二重構造のうち一方、可視的なものは比較可能となり、形態学的追及となる。他方は地理的現象の総合像であるが故に、地域を理解する上に好適の材料であり、観察にも便利である。景観と環境の關係をみると、類型としての景観はいわば類型としての環境であり、類型としての地域である。なお形態を系統発生史的に追及すれば構造に到達し、生態は機能に至るので、形態→構造←→機能←生態という図式になる<sup>23)</sup>。故に、景観→地域構造←→地域機能→地域生態とあてはめることも可能であると思う。そのように地理学では景観を無視しえないし、景観—環境は不離<sup>システム</sup>の關係にあることを忘れてならない。

それでは景観組織<sup>システム</sup><sup>24)</sup>についてはすでに先学により明かにされているが、本論で必要な程度若干説述しておく。景観を構成する地理的事物 geographisches Substanz は無機界 anorganische Welt・生物界 vitale Welt および精神界 geistbestimmte Welt のそれである。3つの範疇での機能は各々異なる。まず、無機の世界は自然法則に支配され、生物の世界では生物学的規則に従い、精神界は社会学的秩序に応じて地域現象を起すが、3者が有機的に統合 integrate されるところに1つの類型化された地域が形成される。これがまた前述したように、1つの類型としての景観である。

その3領域より構成される景観はさらにその領域内の微細な景観(構成)因子 Landschaftsfaktor の結合方式(機能の組合せ・位置の制約)に小類型の景観を設定しうる。その最小単位をなす景観、つまり景観細胞 Landschaftszelle; Ökotope は機能關係が均質で一定の立地關

係を有するもので、これが組合って結合し融合して、小景観 Kleinlandschaft → 個景観 Einzellandschaft → 大景観 Grosslandschaft → 景観群 Landschaftsgruppe → 景観帯 Landschaftszone → 景観束 Landschaftsgürtel となる。

要するに景観構成、配列が体系化されることは地域区分でなく、地域の体系を理解することで、このような景観学的方法を縦糸にし、主導因子と有機的に聯関するその他構成因子の機能関係を横糸にして地域区分がなされなければならない。そのような地域体系に基因する地域区分でなければ、小地域と大地域との構成関係、隣接地域との関聯が把握しえないのではないかと考える。

そこで、前述してきた景観組織を把握するには如何なる手続きをなすべきか。重要な課題である。これについて先学の高説が数多く、今更拙論にそれを展開する必要はないが、従来の分析の視角を若干移動させてみてはどうかと考え危険をかえりみず歩んでみる。

自然景観の系統は非生物個別現象の土地 Areale abiotischer Einzelescheinungen, 非生物的複合の土地 Areale abiotischer Teilkomplexe, 生物社会の土地 Areale natürlicher Lebensgemeinschaften, 生物的複合の土地 Areale biogenetischer Komplexe, 生物要素の土地 Areale biotischer Elemente に分析されていることはすでに論説されている。<sup>25)</sup>

人文景観は人文(社会文化)的要素を主として構成された景観であるが、自然景を媒質 Medium として文化力 Kulturkraft (時間も含む) の働きかけによって文化景観が形成される。したがって、人間関係の様相を理解し、機能の組合せを基盤に景観分析のプログラムを作るのがよからう。人間関係の様相を把握するのに人間生態学の考え方<sup>26)</sup>を参考とするのが、人間の生活様式(存在形態)を環境との関聯において追究することを使命とする人間生態学の性格上、最も適当であることは論ずるまでもない。

従前、人文・社会科学のアンクルから人間関係の歴史の変遷が紹介され、論議されているが、そのうちで殆んど常識になっているのは、マルクス主義の進展により形成された「工作的人間像」であると伊藤は説述する。<sup>27)</sup>ところが最近では「人類的ヒューマニズムの人間像」に発展しているという。彼によれば前者の人間像、すなわち「工作的人間像」の形成によって、犬ぎく人間は前進したが、今日では急速に進歩した物質文明による人間社会のアンバランスと思想的混乱を排除し、除去すべき旨を唱え、人間の皮膚、言語、宗教、社会的地位が異っていても、同一種類の動物 homo sapiens に属することを強く自覚し、これを強く前進するために従前の人間関係の図式を修正して人間社会のあるべき姿、進むべき方向を理解することが大切であることを論述している。そこで人間関係のあり方の1つの基準として生態学的人間関係を考案した。<sup>28)</sup>彼の主張する人間関係の図式が形成された論拠と過程を詳論すべきであるが、自分に与えられた課題から次第に逸脱することになるから、彼の労作に委ねる。1940年に A. B. ホーリングスヘッドは人間関係を三角形の図形に示し、最低部に生物共同体の関係 biotic community relationships, 中段部に非形式的モラル関係 informal moral relationships, 最上部に形式的制度関係 formalinstitutional relationships が位するという層序の構造論を世に問うた<sup>29)</sup>。この図式に伊藤が修正加除したが、図形は同じく三角形で段階論である。両者の間には本質的に大きな相異点はないが、若干の相異を次に簡述する。伊藤は三角形の底部に第1次社会機能を置き、これを2つに分け下部に個体維持、上部に種族維持の機能が存在するとし、中段に第2次社会機能関係があるとす。さらにこれを下に生産関係、その上にコミュニケーション関係をおくという構造で、つまり、第1次のそれと同じく、第2次も上・下(2段)に分かれていると設定。

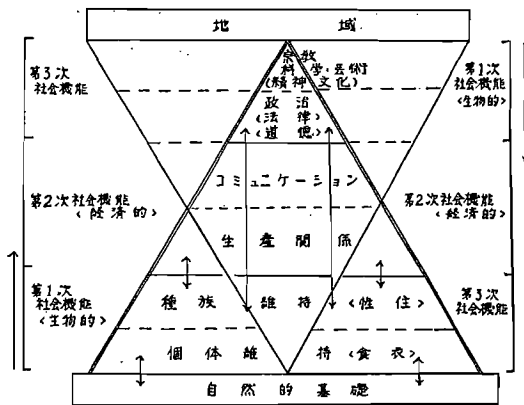
そして最上部には第3次社会機能をおき、さらにこの基底部に政治関係、上層部に精神文化関係が位し、第1次、第2次の層と同じく、2層の層序に分かれているという体系を想定している。しかも、第1、2、3次社会機能が相互に有機的関聯を有するという。

なお、別に人関集団の体系を整理した W. L. ウォーナーによると、重層的体系構造を形成していると論及する。それは技術的・社会的・宗教的重層体系であり、その3つの体系は、まず技術体系。技術体系はある集団の個人が自然環境に適応し、部分的には統制する行動のシステム。そのつぎは、社会体系。これは個人相互作用の統制と適応の体系（社会組織）で、3番目の体系は未知・超自然的なものに対し集団によってなされる体系（人間の神に対する、神の人間に対する信念と制裁からなっている。）である<sup>30)</sup>。この人間集団（社会）の体系は前述の生態学的人間関係と本質的に通ずる諸点が見出される。

すでに説述した両者の体系理論を応用して地理学的人間関係を想定<sup>31)</sup>してみよう。地理学で重要なことは地域空間で、これが斯学の対象であり、またそれを把握することが使命と考えられるから、地域＝空間統一体を前述の体系図式にどのように配置するかが問題となる。地域は大別すると自然的要素と社会的要素の有機的構成によって形成されるものである。後者は更に、土地と直接的に有機関係を有するもの、例えば居住とか生産流通部門というものと、土地と直接的に有機関係を持たないものに分れる。持たない分野の例は道徳とか宗教とか科学である。しかしこれも厳密に言えば土地と直接関係を有する諸点がないでもない。そこで生態学的人間関係の図式の基底に地域を構成する基盤である自然的基礎を設置し、土地と直接的関係を持つ機能をその上に積み重ね、さらにそれを基盤として構成され、機能を有するものを置くと生態学的人間関係と同様な図式になる。しかし、生態学的人間関係の体系図式で現実の地域社会を説明し理解しえない場合がある。前述した如く第1、2、3の社会機能が相互に有機関係を保つといったが、もう少し具体的に言えば、個体維持のために生産関係があり、そのために社会規範があり、政治があるので、第2、第3、の社会機能を三角形図式の基底部に置く方が説明ししやすい場合もある。したがって、その不備を補うために今の三角形の図式を三層構造の体系的位置をそのままにして転倒させた三角図1枚、つまり、逆三角形1枚をもとからある正立した三角形の上に重ねてはどうか。そうすれば多くの場合の説明も可能になると思う。そして逆三角形の底部、正しい位置から見たX型の上層に地域が形成されるものとして図式（第1図）を画けば、地理学的人間関係の体系図が出来るのではないかと考える。蛇足になることを許していただき、もう少し説明を添えれば、各層は相互に有機的に関係を有するので、基盤に自然的基礎があり、これと上部の社会機能各層とが有機化して統一体となったものが、地域となって形成されるということを示しものである<sup>32)</sup>。したがって、厳密に言えば型（第1図）の基形をなす三角形の大きさと斜辺の傾斜角度が地域によって異なるし、また小地域と大地域の地域体系は今説述している図式の組合せ方によって、整理しうる。なお、地理学的人間関係の説明において忘れてならないのは、「時」を経過することによって、つまり、時間（文化力を含む）が地域に（経済的・歴史的）エネルギーを与え、地域が人間関係にまで地域的特性を植えつけてしまう<sup>33)</sup>。

さて、それでは景観構成因子を、地理学的人間関係の図式に従い、それを系統的に整理しながら景観構成の青写真を作ってみよう。

図式の基底に個体維持を置いたのは、生物として共通の目標であり、長い歴史を通じて生活目標の価値基準になってきているためである。衣・食を主とした個体維持と性・住を主とした種族維持とは明確に分ちうるものではない<sup>34)</sup>。



第1図 地理学的人間関係の模式図

形態（散村・塊村・街村・湿地村・列村・路村・円村）、集落類型、位置、都市平面形態・立面形態となって現われている。なお、家屋形態（屋根の形状・間取配置）や集落は気候との影響・生産構造との関係において形成されるので、上・下の図形の各層との関聯がある。それらは地方気候の表現として植物分布のように気候景観<sup>35)</sup>ともいわれる。

中段の第2次社会機能は経済機能で、労働・生産関係部門が社会組織の基盤となることは論ずるまでもないが、生物的機能としての人間をまず基底に画いたのであって、生物的機能（第1次）・経済的機能（第2次）とは切り離すべきものではない。両者の組合せによって土地上に投影されたものが経済景観 *Wirtschaftslandschaft* で、生産、労働の景観を農業についてみると、その性格は経営形態、耕作制、栽培作物を分母要素とし、歴史的様相、耕地形態と耕地制度を分子要素とする両者の統一によって規定される<sup>36)</sup>。なお経済景観では林業・漁業・牧畜業・石油石炭などの鉱業および軽・重工業などの因子に大きく分解される。

運輸・通信関係の因子には商業・道路・橋梁・港湾・水路・運河・航空・電信電話・放送などがある。

最上部の第3次社会機能と景観との関係については法律・道徳・社会的慣習・土地制度・労働制度・学制・政治・科学・芸術・宗教などの諸要素が景観形成に如何に影響し、いかなる役割を果たしか、またそれを体系的に整理することが重要である。それらはとても困難な分析作業であり、整理の手續きも容易でない。たとえば、制度によって耕地を画一化したり、集落が分散させられたり、集中させられたりする現象や政治的境界を境として、道路や耕作形態、集落形態が変化する様相は政治内容によって社会・経済機構が異なるため、景観に影響していることであり<sup>37)</sup>、また政治体制の改変により工場分散・都市人口の適正配置が実施され、経済景観を変容させていることなどがある<sup>38)</sup>。

精神文化を文化景観の構成要素として論及し、体系付けたものはすくない。皆無というのではないが十分に研究する必要がある。なかには、景観構成要素として宗教を究明し、宗教に関する景観の性格を追及し、その問題を提起するとともに研究の意義を論説したものも存在する。また宗教儀式に規定される耕作とか牧畜形態、および集落における宗教建造物の位置、分布などを宗教的意義から解析したのものもあるが、地理学的課題として取扱うべきである<sup>39)</sup>。勿論、精神文化から景観構成を分析する際にも自然的経済的要素からも追及すべきは当然のことであることは申すまでもない。

要するに、景観組織を地理学的人間関係に従って分析する方法の骨組みだけを叙述してきた

個体維持に関する景観構成因子は栄養を供給する生産関係、つまり、第2次社会機能とも分離することは出来ない。農家の家屋と耕地、都市の住宅と産業活動・通勤（圏）・日常生活圏という関係で、景観組織からいえば、小景観、ときには景観細胞を形成することになる。

種族維持についても第2次社会機能と不離の関係で、集団と個人、集団内における個人的相互の有機的関係、集団と集団との関係を有する社会組織を土地に投影したものが集落である。その要素は集落

が、これを如何に整理すればよいか。

景観組織（地域体系）が地域の把握に欠くべからざるものであり、景観組織は景観分析により理解されること。その組織（体系）が明かになってこそ地域の運動方向、景観変遷の地域的特質を把握しうることはもうすでにのべた。

景観（地域）を構成する基底には位置があり、その位置が特性を有し、地理的現象に結合する。その位置は個体の位置で、個体を取巻く環境がある。これを「場」といい、「場」×個体＝「所」となる<sup>40)</sup>。前述の分析に従えば、「個体」と「場」は宅地(家屋)であり、これと生産の要素とが結合して、つまり、耕地とが組合って景観小単位＝景観細胞 *Landschaftszelle* となる。この場合、筆者は宅地を「核」と呼称、この細胞がまた結合して、換言すれば、家屋(宅地)＋耕地がある統一のもとに結合して集落となり、小景観となる。さらにその集落が核となり、生活圏、通婚圏を形成する。あるいは、農業景観地域を作る。景観細胞が結合して小景観の組織体を作り、さらに小景観が大景観を作るが、この際、その前述の層構造の組織体の主軸となり主導となる因子がある。その因子が核的存在を形成し、その統一的な機能力を及ぼす範囲を類型としての景観＝地域と設定する<sup>41)</sup>。都市の場合もそのように整理しうる。その設定した「地域」に、第3次社会機能が重要な地域構成要素となって役割を果たしている場合が多い。それが地域という組織体（統一体）のなかで如何なる地位を占めているか。それをどのように取扱えばよいか<sup>42)</sup>。地域のなかで人間の理性と生活感情が大きく作用していることを忘れてはならない。本稿ではこれを前述の目的に接近する作業のうちで最も注意すべき問題として挙げたいので起稿したのである。

### III 社会規範への歴史地理学的研究操作

ところで、今のべた問題は別に未解の問題ではない。政治的要素の景観への影響については、H. ハッシンガー、D. S. ホイットゥルセー、H. ミクラーなどが注意を促し、宗教に関する景観の性格については、パッサルゲが、精神生活と景観との関聯については、オーフレールが論説している<sup>43)</sup>。しかし、まだ多くの問題が残されていることはすでに述べた通りである。

ここでは社会規範と景観との関聯を追及しようと試みるのであるが、社会規範<sup>44)</sup>といっても法規範・宗教規範・道徳規範・慣習規範という範疇に分けうるが、時代と地域によって基準やその基盤が異なるので厳密には「時」と「所」を限定しておかないと具体的に説明しえない場合もあって一様でなく、社会規範全般の場合について取扱うことは極めて困難となる。そこで、主として古代の法規範を取挙げることにしたが、事例として撰んだ12表法は最古の法であるため法規範として宗教規範・道徳規範・慣習規範と明確に分けえないこともある。

事例として12表法を撰択した理由は如何。ケントゥリアの地割・道路網が条里のそれと平面形態が方格状という点において類似するので、比較検討するには好適である。勿論、直接対比するのではない。その比較検討の目標とその意義については、第1章でのべた。筆者はまだケントゥリアを文献と地図とにより観察をはじめたばかりで、詳細はブレッドフォードなどの著作<sup>45)</sup>に拠るとして、観察中に条里よりも明瞭に遺構を留め、しかも、整然たる形に魅せられ、ローマ最古の法律である12表法との関係を試みに追及したくなったのである。はじめは、12表法がケントゥリア地割、道路を如何に規定したかという点に関心があり、そしてその遺構の残存に何らかの要因が存在するのではないかという点に進展した。

また条里と同様に、ケントゥリアが遠い過去（両者、時代は甚しく異なるが）から今日までその遺構(地割景観)を持続しているので、両者の景観変遷を分析し、その速度と要因を究めたい

という理由である。このことの意義は前述した。姿が同じであるからといって、精神まで同一であるということはいえない。それ故に、ケントゥリアと条里の地割、道路網が形態的に類似しているからといって機能まで同類であるとはいえないが、方格状という同じ地割形態を環境とする農業景観・集落景観生態の継続的変化の地域の様相と法則性を追究したい。これについては近い将来に稿を改めて問題を展開する積りである。元へ戻り、同じ形態でも自然的基礎および社会経済機構・生産構造は異なるが、同じ地割形態(道路網)という点において規定される環境に支配され、ある時間を経過すれば、類似する機能になるのではないかということを考え、ケントゥリアや条里地割の現存地域の方格状(形態)内の農業景観・集落景観の組織(生態)を把握することは、歴史景観の人間生態学的研究の現代的意義が見出される(註※)。しかし、これは今後の研究の課題であって本稿で追究しようというのではない。

さて、12表法 *Lex duodecim tabularum* はB. C. 451~B. C. 449<sup>46)</sup> に制定されたと伝えられるローマ最古、否世界最古の成文法である。正文は現存しないが、逸文により集成された。内容は主に前代の慣習法を採録し編纂されたもので、私法的規定が主で、僅かに公法的規定を含むが、リヴィウスすら、この法律は「あらゆる公法と私法との源」*fonomnis publici privatique iuris* であるという<sup>47)</sup>。なお相隣地、相隣関係の規定が詳細であるから、本法は農民の法として性格づけられよう<sup>48)</sup>。ローマ法のゆるがぬ基礎となった12表法はまだ宗教的要素が強く滲透していたのである<sup>49)</sup>。

12表法の1表から12表までを通覧して、直接、景観構成に関係すると思われる事項を摘録することにしよう。そのうち第7表<sup>50)</sup>は「家屋及び土地に付て」の規定。具体的には、その第1条に「隣接の各建築物の周囲には余裕のため、すくなくとも2歩半<sup>51)</sup> *sesterti spes* の空地を存すべし<sup>52)</sup>」と定む。つまり、これは各家屋の間隔 *ambitus*<sup>53)</sup> は相互に5歩はすくなくとも隔てねばならないことになる。

第2条では「隣接地に植木し建築し又は掘鑿する規定<sup>53)</sup>」である。ここでは、自分の土地と隣地の間に籬柵を設けるには境界線の外に出ていけないし、墻壁を建造するときは1歩、家屋なれば2歩の余地を残し、なお井戸を掘鑿するには隣地との境界線から6歩の間隔を持たねばならないという<sup>54)</sup>。この他、自己の土地と隣地との間に濠を設けるならば、その深度と均しい数値の間隔を境界線との間に余地を持ち、また橄欖および胡桃の栽培には9歩、それ以外の樹木は5歩、隣地との境界から距ることを要すと規定したのであろうとホンタルは補註している<sup>54)</sup>という。

相隣地関係の規定はそれだけでなく、第9条に、樹木が隣地に覆いかぶさる時は、地上15歩(尺)の高度まで剪除しなければならず、また隣人にその切除を請求することをうると規定<sup>55)</sup>。さらに第10表には、自己の所有地内の樹木の果実が隣地に落ちた時は、(1日おきに)收拾のため隣地にはいることが許されると定めているし<sup>56)</sup>、第8条には、雨水阻止訴権の規定もある<sup>57)</sup>。

耕作地の相隣については、第4条に「接続する田園の間には、往返並びに鋤の回転の余裕に5歩の空地(間隔) *limes* を存すべし、なおこの空地は時効取得を許さず<sup>58)</sup>」。第6条に「道路の幅員は、直行のところにおいて8歩たるべし、曲折のところにおいては16歩たるべし<sup>59)</sup>」と規定。

厳しく相隣地関係を規定<sup>60)</sup>していることは、個人の生活が他から侵されることなく、個人主



義（家族単位）的な安全なる定住と土地経営の一端が窺われる。本法は私法問題にふれることが多いが、公法の面に関するものは極めてすくなく、所有者の義務としても、相隣地関係の規定があるぐらいで、公法上の義務については殆んど定められていない。単純な一都市国家の法、農民の法、家族中心の法、形式厳格主義の法の範囲を守りつつ、法律の自然的な発展は12表法を中心にして行われたのである<sup>61)</sup>。したがって、農村や耕作地景観の変遷を追及するには相隣地の規定との関係から分析する必要が生ずる。この際、どうしても12表法における場合を明かにしておかないと、その追及の出発点を確定することが出来ないことになり、12表法研究の現代的意義が見出されるわけである。但し、歴史地理学の立場からの考察であって、法学的にはまた別の意義があると思う。

この相隣地の規定が実際にはどの程度実施され、またその規定を証明する具体的証拠は充分なものがあるとは目下のところ管見で不明。また逆に、12表法における相隣地関係の規定ぐらいで、ケントゥリアの形態・構造を分析することは容易でなく、その手続きにおいて空白が生じ成功しないかも知れないが、可能の範囲内で追及を試みる。

#### IV 12表法からみたケントゥリア地割

条里研究の場合と同様、ケントゥリアの遺構を古文獻から分析すると共に、地図および航空写真からも援助をえて、盛んに調査が進められ、ケントゥリアの形態と地割分布については詳細なる報告が多い<sup>62)</sup>。その1部を私もかって紹介し、若干の拙論を加えておいた。その拙稿にケントゥリアの規模・形態および大体の分布地域を説述し、ケントゥリアの測量技術をのべた<sup>63)</sup>。したがって、ここではケントゥリアの形態などについて論を繰り返さないが、12表法を背景としたケントゥリアを考察する際に、必要に応じて説明しよう。

前章で論述したように、相隣権の詳細なる規定は全く個人（家族単位）の生活の安全と土地経営の安定を保護しているといえる（12表法の第7表を参照）。同じく12表法第7表の第4条に、「接続田園の間には往返並に鋤の廻転の爲め、5歩の空地を存すべし。此の空地は時効取得を許さず」ほかに第2, 5, 8, 9, 10条にも相隣地関係の所有権を詳かに規定しているので、その限界が明確になり、所有地・占有地の境界が明白に確定されることになる。つまり、道路法と道路負担を明瞭ならしめようとしているのであり、また如何なる時効取得にも服さない5歩幅の境界道路を規定することによって、すべての土地、耕地、宅地に無制限に到達しうることと同時に、すべての土地の境界が明かになることを確保しているのである<sup>64)</sup>。これは土地が市民課税の基礎であるため、その面積を常に明瞭にしておかねばならないからであると考えられる。ローマのような大都市においては、土地は市民に対する課税の唯一の基礎にはならないが、重要な基礎であり、土地は手中物 *res mancipi* の仲間入りをするし、トリプス区分の基礎である。したがって、この場合も面積をいつも明かにしておかねばならない<sup>65)</sup>。

そのような目的をもった道路法と道路負担が、すでに都市法、ないし園地法を農耕地にうつしいれたものとするならば、おなじことが耕地区分の方法にも相当する。つまり、12表法そのものによってローマの私有地に課された耕地区分の方法こそ、都市的な園地法を農地にあてはめたという意味をもつ<sup>64)</sup>。耕地区分には、次の原則がある<sup>64)</sup>。

1 公道網の完成。

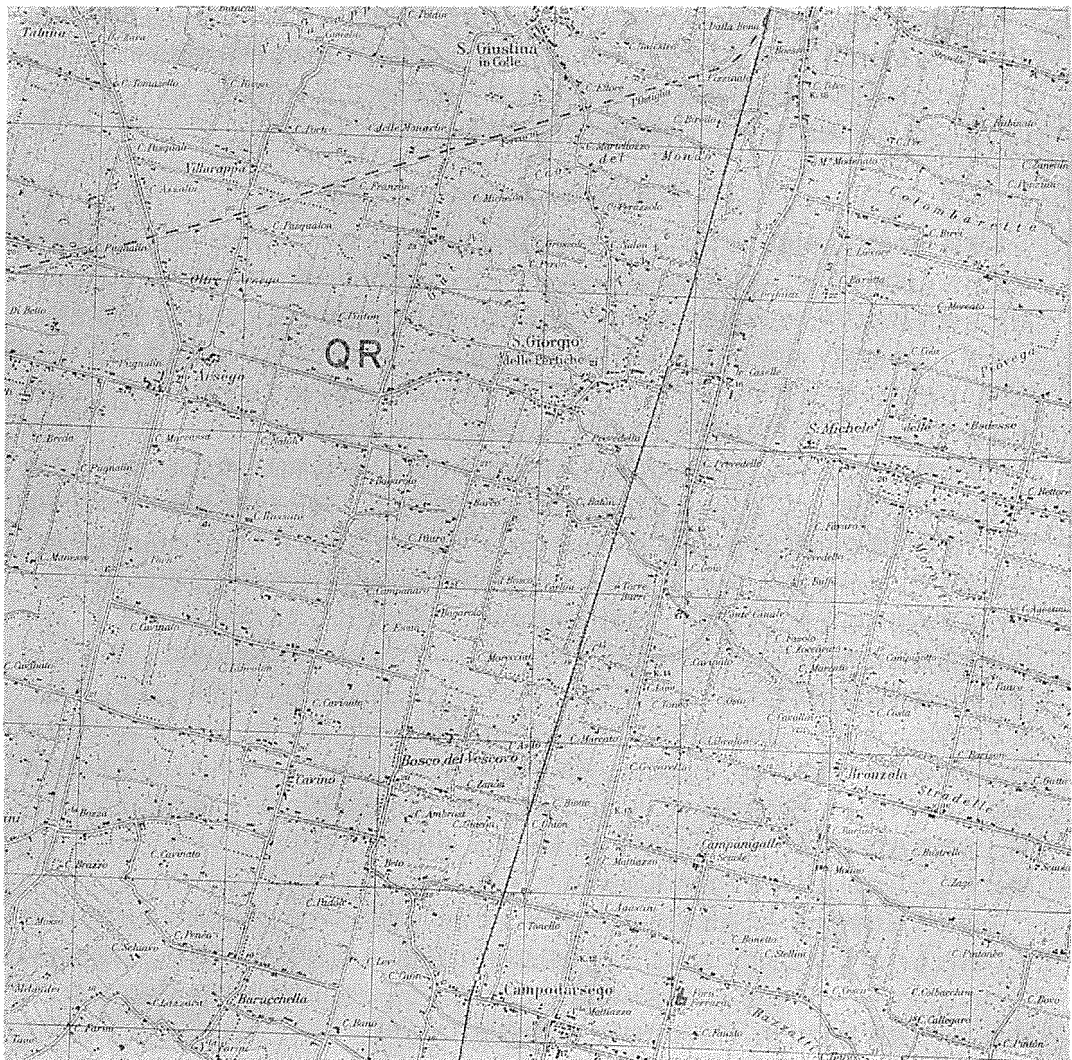
2 各フンドゥス *fundus*（割当地）を1個所にまとめた所有に整理統合すること。したがって散居農家となる。

3 耕地図作成により、所有の明確性を維持し、また土地所有のすべての耕地権をこの耕地図作成に結びつけること。

これらの3原則を背景にした耕地区分の方法は古い村落制度と古い農村共同体を粉碎し、古い郷 *pagus* を破砕したことを意味し（これについては理由を後述する、また厳密に個人主義（家族単位）的な土地法と土地経営とを創設したことをも意味した<sup>66)</sup>。

原則1の道路網の完成が、3原則によって結果つけた様相のほか、何を招いたかはすでに本章のはじめに論及しておいた。

原則第2について関連することを追及する。1個所に集中する耕地に整理統合するようになった基礎には、氏族 *gens* の組織に依拠する徹底した家父長制である<sup>67)</sup>。12表法第4表の「親



第2図 イタリア地形図(2万5000分の1) Campocampiero 図幅の1部—北イタリア、ポー河下流域—  
Istituto geografico militare 発行 <ケントウリア=本図においては正方形の道路網=の1辺は約  
710m>

権に付て」の第2条に「家父の家児に対して有する権力に関する規定。家父は家児を監禁し、又は杖打し、又は鉄鎖を附して、田園勞働に服せしめ、又は売り、若くは殺すの権を終身有す。仮令家児が政府の高官たりとも仍然りとするなり<sup>68)</sup>。」と規定する条をみてもわかる如く徹底的に家父長制的な家族法が、元來は所有を分散させないためのものであったことも疑いが無い。要するにローマにおいては、法の構造は、嚴密に支配関係を基礎として組織されたところの大家族を正常の形態として前提している<sup>67)</sup>。

そのような強い家父長制が所有を分散させなかったことと、なお一般に考えられるのは家族の掌握と、集中耕地による農業労働の節減のために<sup>69)</sup>、原則的には「1個所にまとまって存在する所有」コンティヌアイ ポッセッションオーネス *continuae possessiones* を形成するフンディ *fundi* (割当地) に分割された。繰り返すが、少し前にのべたように、この土地分割が古い耕地状態を打破し、定住の個人主義(家族単位)の道に招くことになったし、また、そのような内容を包含している。ローマの市民への土地割当 *assignatio* は古い農村共同体や村落を破砕したのである<sup>70)</sup>。この割当にはケントゥリア地割がよい。

また、植民市建設による土地割当<sup>アツングナチオ</sup>によって設定された耕地はパギ *pagi* を無視し、ときにはパギの真中を切断する<sup>70)</sup>。つまり征服地の元來の共同体とか村落というものの紐帯をくずして、征服と植民の目的を完成させるための1つの政策であったと考える。そのような場合、つまり、植民市建設による土地割当<sup>アツングナチオ</sup>の場合には、植民者の平等の地位を保つことが不可欠となる<sup>71)</sup>。このような平等を保つには、地力の点を考慮せねばならない。低位の地力の個所には、面積でもって補うことで、つまり、各人の生産高の均衡を保つことなのである。これは地質、土壌の評価によって達成され、面積の不均等によってその質を補いながら、平等の保持を達成しようとする<sup>71)</sup>。この具体的方法は、ローマ領土内に広く<sup>72)</sup>遺構を現存することから窺えるが、ケントゥリア *centuriae* の方格状地割<sup>73)</sup>によって、均等面積の地片に区分する<sup>73)</sup>ことである。これは前述した古來の農村共同体・村落を無視して画一的に実施することが容易であり、また共同体や村落の構造を破壊するに對し適当な処理方法であり、地力の差を面積で調節するのも手段に都合がよからう。したがって、その面積の差も2ユゲラ *bina jugera*<sup>73)</sup>の倍数で数えられる単純なものであるとウェーバーも推察している<sup>74)</sup>。なお割当に際し、場所交換(占有地の交換、旧占有者の占有地と新入植者への割当地の交換)も行われたということは一種の整理集中を意味するものであろう<sup>75)</sup>。また元來の考え方においては耕地の整理集中である<sup>76)</sup>。

12表法を背景としたローマの定住方法は、今ものべたように植民政策には極めて都合よく、ローマの拡大時代にはいてっから、領土の拡大と植民の進展とともにますます盛んに利用された。ケントゥリアのリミテス (*limites* 小路) は古いパギ(郷)を粉砕し、混淆地割は市民への土地割当<sup>アツングナチオ</sup>によって除去された<sup>77)</sup>。

要するに、前述してきた耕地区分の論及によって散居形態を示すように思われる。何故なら原則的に、耕地の区分は1個所に集中して存在する所有 *continuae possessiones* の(耕作)割当地 *fundi* であるから。またかつて紹介したから、ここでは省略するが2ユゲラ *bina jugera* を所有するヘレディウム *heredium* 園地割当世襲地<sup>73)</sup>によっても散居形態を現すことになる。しかし、成年者・未成年者・性別によって、割当面積が幾何かは具体的に目下のところ把握しえないし、フンドゥス<sup>78)</sup>とヘレディウム<sup>79)</sup>の関係、特に位置関係、配分などが詳かでないので、農家の分布構造を理解しえない。若干の発掘結果の証拠によれば、ケントゥリアのリミテスの近傍に立地していたことが明かになったが<sup>80)</sup>、散居性を物語るものではなかった。1部

には散居性（集落）の場合もある<sup>81)</sup>。しかし今日、ケントゥリアの遺構分布地域の農村部では散居性農村の景観を示す例がある。しかし、これをもって、古代ローマの当時には散村形態であったと断じているのではないが、その例は北部イタリアやその周辺部の諸地域<sup>82)</sup>、および英国にも存在する<sup>83)</sup>。但しローマンブリテンの場合は、ローマ領土の辺縁部として取扱うべきである。また、ブリテンではローマの影響をうける以前に孤立農家が存在した<sup>84)</sup>から、ローマのコロニアル・アッシグナチオンのフンドゥスに基づく散居性農家とは研究上十分に注意しなければならぬ。

さて、一応ここまでの論及を整理する必要があるだろう。12表法を背景としたケントゥリアの性格から考えられることは、画一的な地割による一般庶民に対する公平・平等な土地分配と税の収集形態の確立、公道網の確立による所有権、占有権の安定、家族単位の個人主義的経営形態の確保、それらに伴う土地割当の1個所集中への整理は生活（労働）の合理性と為政上の便宜上実施されたと思われることなどである。なお、それらを背景にしたコロニアル・アッシグナチオンは、征服地を獲得するに従い、征服地の原住民への土地再配分（つまり、平等の保持）という表面的懐柔策と旧来の耕地状態、農村共同体の根本的破砕による旧態勢力の紛砕という裏面的な支配政策があったと考えてよからう。これを実施する直接的手段としてケントゥリアが施行されたと考えてよい。しかも、それを物語るようにローマの支配地には広くケントゥリアの面影が残されている<sup>85)</sup>。

征服地の旧態勢力弱体化へと圧迫を加えたそのような植民政策を分析することにより、ケントゥリアの分布とその構造的な性格の理解に接近してみよう。その例にカルタゴを取挙げる<sup>86)</sup>。カルタゴはとくにローマの強敵であったから。忘れえぬ苦悩を経験したローマは、第2ポエニ戦役の後再び出兵、カルタゴを征服、時に B. C. 146年。しかし、まだカルタゴの背後にヌミディア Numidia があり、反乱が起るとも限らない（事実、しばしば起きている）ので、テュニジアの従属を徹底させること。また当地が肥沃であり、ローマがその地から生産される食糧に魅せられたことなどにより直ちにケントゥリア施行に着手。B. C. 122年には全イタリアからの入植者約6000人<sup>87)</sup>。しかし計画通りに進行しなかったという<sup>87)</sup>。原住民の土地再配分とを合せて1.5万平方キロの広範囲にケントゥリアを施行<sup>88)</sup>。この施行（分布）範囲が B. C. 146年に征服した範囲の主要部である<sup>89)</sup>のはケントゥリア地割の施行を植民政策に使用した証拠ではなからうか。しかしながら、ローマはもはや共和制は崩れ、属州に対する搾取によって資本が貯蓄され、また、征服奴隷の労働力により、ラティフンディア Latifundien の様式に発展し、ローマの古代資本主義が成長していった。ローマ帝政への道はすでに歴史的現実の要求であった。

再び筆を元へ返し、耕地区分の第3の原則について関聯するケントゥリアの様相を考えてみる。耕地図 forma には2種類ある。スカムナ式測量法 scamnatio によるものとケントゥリア式測量法によるものとの2種。前者は占有地の境界が耕作地図の上に表現される場合の測量であり、またそれによる耕地図作成である。これは納税義務を有する土地にあって、個々の分割地が各々確認される状態にあることに対し、国家が関心を持った場合、境界づけられた個々の分割地に負担がかけられていた場合に、この測量法が必然的に実施されねばならなかった<sup>90)</sup>。

後者のケントゥリア式測量については、かつて主なる測量機械を図解したことがあるので拙稿を参照<sup>91)</sup>。この測量により作成された耕地図には、耕地の外縁の境界とケントゥリアを記入、各ケントゥリアには、それぞれのケントゥリアにおいて割当地を受領した者の氏名と、その人がそのケントゥリア内部に割当てられたユゲラ jugera 数が記載されている<sup>92)</sup>。

耕地区分のケントゥリア式測量による方法は、gnomon というコンパスと grōma または gruma と呼ばれる測量機械 (surveyor's cross-staff) によって、先ず、坐標系が造られる。南北に走るリミテス limites(小路)をカルディネス cardines といい、東西に通ずるリミテスをデキマーニ decimani と呼ぶ。その四隅には公けに境界標石 termini を打込む。このような坐標系を20アクッス (actus) 毎に区切る。この正方形をケントゥリア centuriāe(百)という。さらにこの正方形の各辺が20等分され、400の小区 (lactus×lactus) に区分。この小区が2区、つまり、2actus×lactus を jugerum と呼称。したがって、ケントゥリアは200ユゲラ jugera の正方形である<sup>73)</sup>。この際、5本目ごとのリミテスは 12 Roman feet<sup>73)</sup> の幅員をもつ公道 (limites quintarii) として指定される<sup>93)A</sup>が、それ以外のリミテスは単なる道 (径畛) ーリネアリイ (linearii) ーで、すくなくとも後代にはかならずしも公道でなく、また土地境界を示すものでもないの、消滅することもある。また、各人の持分地の境界も公けにテルミニを立てたり打込んだりしない。ただ国家によって公けに保証されているのは各ケントゥリア内部の農耕地の面積 (modus agri) にすぎない。したがって、握取行為 mancipatio も土地に関しては所有物の手交なしに所有権を移動させる譲渡形式である<sup>93)B</sup>。

なお、右2種の測量法の他に、アゲル ペル エクストレミターテム メンスーラ コンプレヘンسس ager per extremitatem mensura comprehensus (耕地の外縁境界のみを確定し、耕地図に記入する測量法) があるが<sup>94)</sup>、ローマの拡大期にはいつてから使用されたもので、本稿の場合直接に関係がないので取挙げないことにする。

今少し前にも述べておいたが、本章で論及したケントゥリアの構造において、史料の関係上どうしても空白を補充しえなかった部分がある。それは土地所有関係並びに宅地と耕地の位置関係であり、詳細に換言すると、アッングナティオの成人、未成年者および性別による分配面積、その所有権・占有権の範囲・土地所有と共同体との関係、割当地 fundus と家族世襲園地割当地 heredium の配分面積や位置関係などである。したがって、集落の構造も把握しえない。

市民に対する土地配分および土地所有関係は詳かでなく、不明の点が多いが、その一端を物語る割当の伝説があるので、これを解釈する。伝説によれば、ローマ建国の王 ロームルス Romulus は各市民にビナ・ユゲラ bina jugera = 2 ユゲラを家族世襲地 heredium とし分配したという<sup>95)</sup>。ユゲルムは前述したが、ケントゥリアの最小区 (アクッス) の2区であり、大体2頭 (牛) 曳きの犂を用いて1農夫が1日に耕作しうる面積である。現在の面積に換算すると大体8分の5 acre=4分の1 hectare となる<sup>73)</sup>。

このヘレディウムはローマ市民である資格のいわば物的象徴として重要な意味が賦與されるにいたった。なお、このヘレディウムに対する個別的占取の「私的」性格は強い。

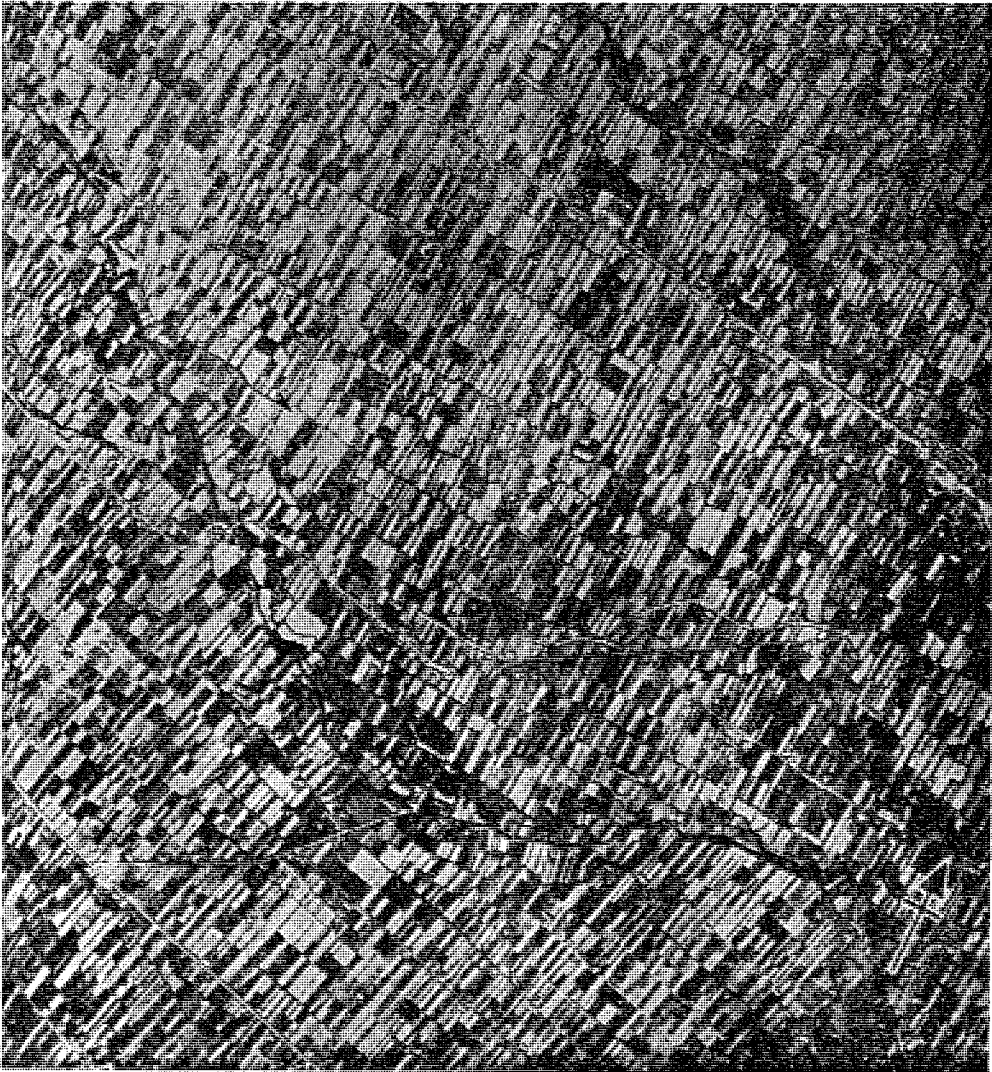
ところが、2ユゲラ面積で、家族を扶養しえたかどうか。被護民の家族はヘレディウムのほか、25ユゲラの氏族のフンドゥス耕作をするために、主農場において賦役奉仕を行い、その代りに扶養を与えられた<sup>96)</sup>。ともかくも、2ユゲラ他にフンドゥスが与えられていたことは確かであったと考えられる。

また、別に2ユゲラで1家族を給養しえないので、共同耕地で養われた家畜がそれを補った。当時の財産の大部分は畜群から成っていたとも論じられている<sup>97)</sup>。

マックス・ウェーバーはビナ・ユゲラ bina jugera 割当伝説について、3つの可能的な解釈をしている<sup>98)</sup>。

まず、その1、ビナ・ユゲラ bina jugera は新建設の都市団体に収容された自由平民の持

分地であり、その2は歩兵持分地の計算単位である。したがって、2ユゲラの100倍がセントゥリア centuriae と呼ばれているのではないかという。centuriaeは200 jugera の正方形である。イタリア内の完全市民権植民市および広大な<sup>ベテラン</sup>古兵定住地の領域にセントゥリア centuriae が圧倒的にみだされる。第3の可能性は、都市内に集中した植民者団の都市内における持分地であるという解釈。この場合、植民者は手工業者とか小売商人でなく兵士である。かれらは都市在住の領主であって、農民ではないと思われる。このようにロームルスが各市民に与えられた2ユゲラが農民の所有地でないとするならば、平民であれ、貴族であれ、都市居住者とは異っ



第3図 ケントゥリア (200ユゲラ) 内部の細分された小地割。ケントゥリア内部の地割がよく残存した例。Padova 東北12マイル附近。写真のやや対角線上を流れる河川 (F. Musone) は南岸 Patavium ローマンタウンのケントゥリアの領域 (大きい道路網は20actus×20actus) と北岸 Alinum ローマンタウンのケントゥリアの領域 (大きい道路網は15actus×15actus) の境界をなす。写真の部分は4マイル×4マイル。なお、これは J. Bradford による。Ancient Landscapes, plate 39. Antiquity, No. 84 plate 5.



第4図 ケントゥリア内部の乱れた地割景観  
 Dalmatia—Zara の例<写真は J. Bradford による。Antiquity. No. 84, plate 4.  
 Ancient Landscapes, plate 42. ケントゥリア (正方形) の1辺は 20actus=約710m>

たものとして、農民家族の耕地権を如何に考えるべきか。

さて、本章を結ぶ時期のようであるから、ここで注目したい点を摘出しよう。今も説明したように公道としての取扱いをうけたり、境界としての役割を果す道路は別だが、それ以外の単なる耕地の畦畛とか、農道は後代に消滅したり、位置が変化したりする場合もある。個々人の持つ土地の境界にも公けに境界石を打込むことがないが、しかし、すぐに変化するわけではない。ところが、1個所に集中した存在の所有を示す割当地である故に、自己の耕作地間の境界の変化は甚しいであろう。しかし自他の耕地間の場合を問わず境界は神聖視されているので、永くその位置を保持された。これについては後に詳述しようと思うが、そのことからして、ケントゥリア (200 ユゲラの正方形) のリミテスの遺構は明瞭に残存しているが、その内部の地

割遺構の乱れが激しい例もある。

ところが注意すべきことがある。それはローマ領土広域のケントゥリアの遺構景観をみると、2つの様相が見出されることである。2つの異なる例というのは、ケントゥリア(200ユゲラの正方形)のリミテス、およびその内部のリミテス・耕地割の面影が明瞭に残されている場合<sup>100)</sup>と、ケントゥリア(200ユゲラの正方形)のリミテスだけの遺構は明瞭に残存しているが、ケントゥリアの内側のリミテスや耕地割が激しく変貌している場合とがある<sup>100)</sup>。所詮、両方のケントゥリアの外縁の処は明かな浮彫線を示すが、その内側の地割の現存する様相が異なる。ここに景観の継続的変化の地域的特性なり、地域の法則性が秘められているように思う。つまり、これが歴史地理学の重要な課題がある。何故異なるのか、その要因は不明。後考をまつ。

12表法の地表面への投影図をケントゥリアという具体的証拠を通じて分析すると、積極的に地理的景観に影響しているようにみえない法律(法規範)に実は地理学的、特に歴史地理学的に重要な課題が潜在している。何故なら、法規範は人間社会の生活目標、生活基準、価値判断などと深い関聯を有し、生活様式・生産経営などとは直接結合しており、またそれらが相互に関係を保ちながら、要素となって成立形成されたものであるから、したがって、地域の分析には、社会規範を慎重に取扱わねばならない因子である。

そこで、ここでは12表法を成立させ、維持した思想的背景を解析し、法規範というものを通して地域的機能とその思想的背景とのつながり、またその思想的基礎が如何なる地域を形成して行くかを把握したいが、それに接近するのは容易でなく成功しなかった点が多い。そのような問題はもはや地理学の課題ではないと忠告をうけるかも知れないが、法律でも宗教でも何でも地域を理解しようとする際に、必要ならば、いろいろなアングルから考察しなければならない。なお、法学に全く門外の者であり、さらに理解力の貧弱な筆者が法学関係に若干の分析と操作を行うのであるから、誤った解釈や理解をしていないかを案ずる。大方の御叱正と御教示を乞う。

## V. 景観構成要素としての思想的背景

景観(文化景観)構成要素の役割を果たした12表法の思想的背景を追究する1つの手続きとして、人間生活に大きな基礎をなす「物」res : Sache について考察してみよう。これについては当時の法思想の根本を追及する必要がある。いうまでもなくローマの法思想はギリシア哲学に影響されている<sup>101)</sup>。詳しくは他の論者に委ねるが、物についてはアリストテレス学派の「物」についての考え方に注意せねばならぬ。この学派は「物」について、2つの範疇が存することを教えた。その1つは、感覚により有形的に捉えるものであり、他の1つは、思惟が抽象により認識するものである。はじめのものを「有体物」、次のものを「無体物」と呼称した。前者は人が触知しうるものであり、土地・奴隷・衣服・金製品である。後者は、用益権・債権・役権などを指す。前者の「物」は古来からローマ法の領域のなかにふくまれていた。乍併、後者も法のなかにふくまれているのではなからうか。ところが、無体財産の法体系は有体財産のそれとは全く同一ではありえず、「物」についての両範疇は区別されるべきである<sup>102)</sup>。

それではローマ人の説く「物」についてはどうか。彼等は「財産を構成する物」と「財産を構成せざる物」に2大別し<sup>103)</sup>、後者は取引されない「物」、取引から除外する「物」とした<sup>104)</sup>。なお財産を「構成せざる物」のうちで、神法上の「物」に属するものに神聖物・宗教物聖護物の3つがある。この第3の聖護物のなかに、土地境界線が包含されている。これは神の特



別の保護をうけ、これへの侵害に対しては極刑が科される<sup>105)</sup>。

そこで、土地境界線が、「財産を構成せざる物」であり、神法上の「聖護物」であるという、ローマ人の「物」についての考え方を考慮しながら、ケントゥリアの耕地区分を検討する。ケントゥリアは各自の持分（占有田）を平等に支給するという精神に基づいて、計画され実施されたものである。したがって、方格状道路網によって画一的に区分し、平等を尊ぶためにさらに、方格状の耕地割を実施した。このためすべての耕地には、他人の耕地を通過することなく無制限に到達しえた。今のべたことは前述したが、12表法によって個人主義（家族単位）が保護された結果、個人主義を育成するために土地面に投影されたものか、また、個人主義が抬頭してきていたがために土地区画にまで影響を及ぼしたのか何れかであるが、ともかくも当時の考え方が土地に彫刻されている。さらに詳細にいえば、ケントゥリアの水路が、そのリミテスに平行する<sup>106)</sup>ために個人の耕作地の境界を侵すことなく、灌漑用水を給水することが可能となり、自己の耕地への通行権と吸水権を確保することになった。また、一方ギリシアの無体物の概念がはいってきってから、所有・要求が変わった。例、どうしても他の耕地を通過しなければならないような位置に自己の耕地が存在する場合、求める物は隣人の畑を横断する道路・水源の所有ではなく、つまり、有体物ではなく、無体物たる通行・汲水の権能である。無体物は存在を持たないから、その無体物に関する権利の対象は、道路そのものではなく、道路からの利益である<sup>107)</sup>。所詮、前述を繰返すことになるが、12表法の規定が意味した如く、個人主義（家族単位）な安全なる安住と土地経営を保つことになるのである。このためには、他人の領域と自己の領域を明確に定め、自己の領域が侵されないように境域を確立しておく必要が生ずる。自己を護ることは、つまり、他人を侵してはならないという単純なことが根本原理となる。これを護るためには、すべての土地の境界が明瞭に確保されていなければならない。それを確保するには、人間より以上もの、神の特別な保護をうける「物」として定めておくことにし、もしそれを侵した者は極刑に処せられるのだという古代ローマ人の理性を理解しうる。

そのような考え方は、ローマの神々の中に土地境界の神テルミヌス Terminus がいる。この神は境界標石を守護する神で、その像は粗末な石や木の柱で、田畑の境界を示すために立てられた<sup>107)A</sup>。このようなことは今日、未開民族の間でも行われている<sup>107)B</sup>。テルミヌスは境界の標<sup>しるし</sup>を神聖なものとして擁立したので、毎年2月23日に境界の標の神聖不可侵性を犠牲によって確実にしたと伝えられる<sup>108)A</sup>。わが国では中世の庄園の榜示の不可侵性から神聖視され、礼拝されている例もある<sup>108)B</sup>。なお、テルミヌスはローマ神界の主神ユーピテル Juppiter<sup>109)</sup>の神殿中に席を与えられていたので、古代ローマ人には最高神として存在していたといえる。

また、ローマの二代目の王ヌマ Numa は、ニンベに愛され、秘密に逢い、その度に彼女からいろんな知識や法律を教わり、彼はそれを新興国の制度や法令に示したといわれる<sup>110)</sup>。その王が、伝説によれば、何人かを問わずヘレディウムの境界である境界標石テルミニ termini を動かす者を直ちに打ち殺すべしと命じたという<sup>111)</sup>。また、ロムルスは弟レムスが城壁を飛び越えた故をもって殺したという<sup>112)</sup>。このように境界とか、城壁というものは神聖なもの、神の特別な保護をうける聖護物であるから人間たるもの何人も侵してはならない。土地を区分するのに前述したように道路によって、その役割を果させるのがよいことはいうまでもない。そのために道路を境界として、公けに境界標石（テルミニ）を打込むのである。ケントゥリアのリミテス（小路）が境界標石を打込まれて公道となることはすでにのべた。それで、道路が境界を示すために、また相隣権を確定するために12表法にも規定されているように、如

何なる時効取得にも服さない。この事由についても論及したのでここでは繰り返さない。

伝説や神話からも窺える如く、境界を侵してはならないという共同体規則の慣習（規範）が12表法の成立により、成文化された。12表法が旧の慣習法に由来することは既述した。

さて、この12表法がローマ人の心の中にどのように滲透していったか。ローマ人の実利実用の意識が法にも反映して、12表法について、キケローが誇った如く、「権威の重さ」と「利用の豊さ」であった<sup>113)</sup>。このため子供のころから、ギリシアの児童がホメーロスを朗誦したように、ローマの子供は12表法を必唱歌として暗誦していたといわれる<sup>114)</sup>ので、ローマ人の心の奥まで、12表法の痕跡が残されるであろう。さらにローマ人の法への信頼、遵法精神の徹底など、<sup>115)A</sup> それに、ストア哲学に基づく義務観念・配分的正義の思想にも影響され<sup>115)B</sup>、法規が厳格に守られた。

要するに、古代ローマ人の「物」に対する考え方、特に、境界（道路）は神法上の「物」で、神の特別な保護をうけ、何人にも侵されないということ。神話や伝説による境界への神聖視。12表法による如何なる時効取得にも服さないという規定。法への服従、遵法精神の徹底・義務観念などがローマ人の生活規範、倫理観の根底に深く滲透していたことなど、これらが基底となって、ケントゥリア（200ユゲラの正方形）の境界標石を打立てた外縁境界道路（リミテス）は今日まで永くその遺構を留めるようになったといえるであろう。勿論、これは遺構を保持せしめた1要因である。他に、家父長制家族単位の農耕経営が安定していたがために、ケントゥリア形態が農耕環境に便利であったということもあろうが、それにしては、ケントゥリア（200ユゲラの正方形）の外縁道路だけが明瞭に面影を現存するが、その内部の小区分のリミテスの遺構が明瞭に現存するものと、甚しく乱れる場合との2つの様相に分れるのはどういうわけか。記して後考をまつ。自らは別に機会を俟つ。

なお、境界（道路）によって、ヘレディウムとフンドゥスが形成確立され、ケントゥリアが明瞭にされるということは、生活の場の境域が規定されたことになり、地域の細胞的役割を果す根源が形成されたことになる。これから集落としての地域、またはそれ以上の地域へと形成して行くことになるので、境界道路というものは、地域の根源的役割を果すものであり、地域体系の基底条件となるものと考えてよい。したがって、地域を理解しようとするならば、まず、道路の性格並びに道路の地域への果す役割の内容というものを把握しなければならないということになる。

## VI 研究操作の反省—地域体系への基盤

拙い論説を続けてきたが、与えられた紙数も費しそうなので要約する。本稿は中間報告の域を脱しえないで結論はないが、今後の方向を示し大方の御教示をえたい。各種の現景観のなかには、過去の景観の痕跡を検出する。なかには位置、形態が極めて明瞭に残存するものがあるが、また反対に全く消滅しているものもある。なぜその持続や変遷の度合（速度）が異なるのか。そこで、その分析の手段や観点を見出すのに景観組織を地理的な人間関係のメカニズムから追及し、その1つの試みとして、社会機能から接近することを撰んだ。さらに、その社会機能・文化力・生産・人間社会生活を規定し、標準価値判断の根源となる規範（法）を取挙げ、その実験材料としては、条里の場合と同様、遠古の耕地割、道路網の面影を今日まで明瞭に残すケントゥリアの例を用いた。

12表法を背景にして、ケントゥリア地割・道路網遺構の持続要因を追究した結果。道路はい

かなる時効取得にも服さないという12表法の規定。つぎに、境界線は神法上の物「聖護物」、つまり神の特別の保護をうける「物」で、神話にも説かれているように、境界は神聖なものであり、何人も侵すことを絶対に許されない。侵犯者は極刑に処せられるのである。このような神聖なものを侵す者、また、法侵犯は王の弟といえども殺したという伝説にも物語られているが、ローマ人の法への信頼と遵法精神の徹底<sup>115)A</sup>、その上にストア哲学の影響をうけて義務観念が堅固であったために永く遺構が持続された。第3には、ギリシアから刺戟された「無体物」の概念によって権利の対象は道路そのものではなく、道路からの利益・便益であり、「他人を害せず」というストア哲学の教や「各人に彼の権利を与える」という配分的正義の思想の発達、それにローマ人の実利主義に影響され<sup>115)B</sup>、道路が万人の公物となること。つぎにはローマの時代、12表法が子供の必唱歌として暗誦されたといわれるので、上に述べた事項の内容を合考すると、それらの規範がローマ人の胸奥く滲透し、後世の倫理の根源になった、と考えられる。したがって、耕地境界（地割）——耕地割・宅地割（屋敷割）・道路割を含めての——道路は他の景観構成物より持続性が強く、変化がすくないのではないかと思う。ケントゥリアの外縁リミテス *limites* や内部の5本目毎のリミテスは境界道路とし、境界標石テルミニ *termini* を打込まれるので、後世まで永くその遺構を留めるが、それ以外のリミテスやリネアリイ *linearii* は消滅している場合が多いということは、ここに論述したこと、つまり、景観残存を社会規範に要因があるということ論証するものとする。しかし、ケントゥリア外縁部のリミテスは残存するが、それ以外のリミテスは著しく乱れている地域もあるので、社会規範を景観残存の主要要因とする説を論定するにはすこしせっかかり過ぎる。

なお、家父長制の紐帯の強い家族法や平等を尊重するための土地割当、征服地の古い農業共同体や村落を破碎する土地区分のために、ケントゥリア地割を使用した。これが景観には、散居農家——方格状地割となって現われたが、まだ十分に論証すべきである。これについては別に機会をまち、問題を展開したい。蓋し方格状地割に基づく散居性という立場と家父長制家族形態・収集形態の確立（耕地の整理集中）・農業労働の合理的配分という要素に基づき散居性を惹起せしめたという立場がある。方格状地割なら散居性に到着するというクライマックス（生態学のClimax）になるのか否か、古代国家当初の方格状地割を分析し、検討したい。さらに古代集落を把えて集落地理学の出発点を明らかにしたい。ここに本研究の現代的意義の1つがある。

わが国の場合でも、口分田は被給者の耕作に便利になるべくその居住地に近い耕地を割り当てる、また占有田が交錯しているときは交換も可能である（田令<sup>116)</sup>）が、耕地面積の関係で原則通りに進展しない場合もある。その際は、隔郡、隣国の耕地を割り当てることも可なりと規定している（田令<sup>117)</sup>）。なお、文書の上から、方格状地割に基づく散居農家がわが国にも見られる。例えば、尾張国安食荘や遠江国池田荘の如く<sup>118)</sup>、条里地割に基礎をおく散村形態がある。海外の場合（ケントゥリア）と比較研究するのもよからう。

12表法を背景としたケントゥリアの場合を二・三のアングルから変遷・変容の地域的特性（法則性）という点に視線を投じた。ここで最も根本となるのは自己の占有・所有の領域の確定である。これはいずれの場合でも人間生活の基かもしれない。領域の確定にはまず境界を明確しておかねばならない。本稿では境界の維持・保持の基盤と主軸を論及してきた。つぎに、自己の占有・所有の領域、いかなる目的地へも無制限に到達しうるように、また、他人の領域を通過することなく往来しうるようにしておかないと領域の確定にはならない。ここに公有の道路が必要となり重要となる。その性格上、いかなる時効取得にも服しないと規定された。つまり持分を規定

するには境界が必要、またその持分に通ずる通路、さらに相隣地の領域を確定するためや、鋤を反転させるための空地すら必要となる。したがって、当然、境界には道路を設けたり、また道路は公有物だから道路を境界にしたりする。ここに重要な課題と意義を見出す。つまり、本稿のはじめに論説したように、地域と宅地とは相互に基底となると思うが、自然的基礎・社会経済的要因により、宅地の形態・機能が定まり、その宅地と耕地とが生産の場となり、ひいては地域構成の細胞的役割を果す。これがある組織（体系）のもとに地域を形成することになる。故に、宅地と耕地を結ぶ道路、共同体の道路、村落内の道というものは地域を理解する上に大切な鍵となる。この場合、古代国家が確立した当初の道路、原形的な局地的道路は地域形成の根源的役割を有するものであり、つまり地域体系の根源となるものである。ましてや、その道路網が多少の変化はあれ、今日まで遺構を留めることは、地域体系（地域の組織）の発展、人間集団との関連を追及しえて、変遷、変容の地域的特性の把握が可能になるものと思う。

かかる課題の分析はひとり12表法の場合についてのみならず、マヌ法典<sup>119)</sup>の場合とか、わが国の古来の社会規範に大きな基となった天津罪<sup>120)</sup>の意識および律<sup>121)</sup>の場合など合せて比較検討しながら、その課題を追及するがよい。

要するに道路（境界道路）は異質的な2つの要素を<sup>122)</sup>内包する。というより、むしろアンティノミの性格を有する。その1つは、位置と位置、所と所、地域と地域というような地域空間を連絡・結合する役割や機能を有するが、その反面、範囲と範囲を区切る場合もある。つまり「連」・「断」の両者を備えているので、地域体系の分析にはこの点において充分に道路の機能（両者の）を把握しておかねばならない。道路というものは地域体系の基となり、地域形成の根源的役割を果すことになる。したがって、今も説述したように、道路は各人の経済的基盤の領域を確定するので、道路が国家の起源を形成する糸口となったともいえる。したがって、また、社会倫理の源ともなったといえる<sup>123)</sup>。これについては他の論者に委ねるが、地域体系（秩序<sup>124)</sup>）を確立するための一つの通路として、以上論及してきた道路の追及からには多くの問題もあり、充分なる論証が必要である。しかし、道路からの地域体系への接近に、本稿でのべてきたような、地理的・人間関係に立脚したものでは、一つの接近手続きとして、まだ多くの不備があろうが、歴史地理学的意義は認められるであろう。

#### 【註および参考文献】

本稿は1960年度春季日本地理学会学術研究報告大会に、12表法の歴史地理学的意義、と題して研究報告した内容に若干修正し、加筆したものである。

- 1) 山田安彦：条里研究の歴史地理学的意義(1) 岩手大学学芸学部研究年報 16巻 1960
- 2) 山田安彦：平城京の内部構造に関する若干の問題 岩手大学学芸学部研究年報 19巻 1961
- 3) 辻村太郎：景観地理学講話 地人書館 昭和18年6月 pp.4~6  
辻村太郎：景観地域 岩波講座 地理学 総論 昭和8年9月 pp.120~144
- 4) 辻村太郎：景観地理学講話 前掲書 pp.256.257
- 5) centuriarum (200 ユゲラの正方形)  
渡辺金一・弓削達共訳 マックス・ウェーバー：古代社会経済史 東洋経済新報社 昭和43年1月 pp.404~413  
Weber M.: Agrarverhältnisse im Altertum (Handwörterbuch der Staatswissenschaft 1909)  
Bradford, John: A Technique for the Study of Centuriation. Antiquity, vol. xxi, No. 84, 1947, pp. 197~204.
- 6) 筆者はかつて条里景観から景観変遷の速度とその要因を追及することを試みた。これについては、稿を改めて問題を展開することにする。  
山田安彦：景観変遷の速度とその要因——条里遺構からみた——日本地理学会 1959年春季研究報

告要旨 pp. 37. 38.

Houston, J. M. : A Social Geography of Europe. London, 1953, pp. 90~97.

- 7) これについては、緻密な分析と明晰な論理で体系づけられた論説があるので、参考までに掲げおく。

Crawford, O. G. S. : Archaeology in the Field. London, 1953, pp. 51~86. ローマンロードの考古学的分析と現景観との関係が論説されている。

ブラーシ著 飯塚浩二訳 人文地理学原理 下巻 岩波文庫 昭和15年10月 pp. 168~173

G. イースト著 小原敬士訳: 世界史の自然的基礎 生活社 昭和15年3月 pp. 58~80

第4章 交通路

East, W. G. : The Geography behind History. London, 1938, Discussion Books, No. 12, pp. 65~86.

藤岡謙二郎 : 都市と交通路の歴史地理学的研究 大明堂 昭和35年6月

山口平四郎 : 交通路の位置の持続と変化——とくに山地について——立命館文学 185 1960年11月

- 8) 藤岡謙二郎 : 先史地域及び都市域の研究 柳原書店 昭和30年9月  
藤岡謙二郎 : 城下町の地理的研究の課題 多田文男・石田竜次郎共編 都市と村落の地理現代地理講座 4 河出書房 昭和31年8月 所収

- 9) Radig, Werner: Die Siedlungstypen in Deutschland und ihre frühgeschichtlichen Wurzeln. Berlin, 1955. S. 111~163

Bradford, J. : Ancient Landscapes—studies in field archaeology. London, 1957, pp. 217~286, Chapter V The Changing Face of Europe ; Classical and Medieval Town Plans, p. 217ff.

Houston, J. M. : A Social Geography of Europe. London, 1953, pp. 167・183.

Taylor, G. : Urban Geography. London, 1951 (2nd ed. pp. 122~172. ).

Gutkind, E. A. : Revolution of Environment. London, 1946, Part II, Growth and Planning.

- 10) 藤岡謙二郎 : 先史地域及び都市域の研究 前掲書 pp. 402~438  
藤岡謙二郎編 : 河谷の歴史地理 蘭書房 昭和33年3月 pp. 98~128 358~389.

鉄道の歴史地理については、下記を参照。

Carter, E. F. : An Historical Geography of the Railways of the British Isles. London, 1959.

- 11) 景観細胞については、辻村太郎 : 景観論において論説された「景観生態」から教示をえた(辻村太郎編 : 地理学本質論 新地理学講座 第2巻 朝倉書店 昭和30年12月 pp. 224~231)。

- 12) 〔I〕 山田安彦 : 景観変遷の速度とその要因 前掲  
〔II〕 山田安彦 : 社会規範と景観変遷に関する若干の問題 日本地理学会 1961年  
春季研究報告要旨 pp. 44・45

〔III〕 山田安彦 : 平城京の内部構造に関する若干の問題 前掲論文

- 13) 註 12 〔I〕

- 14) 山田安彦 : 条里研究の歴史地理学的意義 (I) 前掲論文

- 15) Bradford, J. : Ancient Landscapes—studies in field archaeology. London, 1957, p. 151.

- 16) ケントウリアについては註 5 の文献のほかに註 15 の文献を参照のこと。

- 17) 景観(地域)現象の史的変容の地域的法則性や地域発達の法則性を見出すための手続きを試みることに。

- 18) かつて、筆者は書評を行いながら歴史地理学に対する若干の愚見をのべたので参照していただければ幸いである。

山田安彦 : 書評 藤岡謙二郎著「都市と交通路の歴史地理学的研究」 日本上古史研究 4の12 昭和35年12月

- 19) 松田信 : ショレイの「地理学」 三重大学学芸学部研究紀要 第20集 昭和33年7月 p. 161

※ 本章における歴史地理学についての論の展開には、野間三郎 : 歴史地理学の発達 (森鹿三・織田武雄共編 歴史地理講座 第1巻 総論 ヨーロッパ 朝倉書店 昭和34年1月所収) 並びに Die griechische Polis als historisch-geographisches Problem der Mittelmeerraumes (Colloquium Geographicum 5) の著者 Ernst Kirsten による Römische Raumordnung in der Geschichte Italiens (Forschungs- und Sitzungsberichte der Aademie für Raumforschung und Landesplanung, Band X, Historische Raumforschung II — Zur Raumordnung

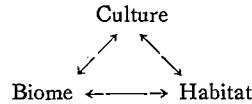
in der alten Hochkulturen Brems-Horn, 1958. S. 47~71.). から多くの教示をうけたので、ここに掲げておく。

- 20) 本稿における地域についての考え方, 分析の方法には次の論説から多く学んだので記す。  
Whittlesey, D.: The Regional Concept and the Regional Method, James, P. E. & Jones, C. F. (ed.): American Geography —Inventory and Prospect — A. A. G. 1954, pp. 21~68.  
木内信蔵・西川治: 地域論 辻村太郎編 地理学本質論 新地理学講座 第2巻 朝倉書店 昭和30年12月 所収 pp. 245~292  
岩田慶治: 礪波文化の地域的秩序 ——ひとつの仮説的試み——人文研究 7の9 昭和31年10月 pp. 18~35
- 21) 景観地域 (Landschaftsgebiet) については, 辻村太郎: 景観地域 (岩波講座 地理学 総論 岩波書店 昭和8年9月 所収) のうち p. 93ff <景観の総合>を参照した。
- 22) 本章の, 景観分析において参考にした文献。  
[1] 辻村太郎: 景観地理学講話 地人書館 昭和18年6月 pp. 242~268  
[2] 辻村太郎: 景観地域 前掲書 pp. 45~120  
[3] 辻村太郎: 景観論 辻村太郎編 地理学本質論 新地理学講座 第2巻 朝倉書店 昭和30年12月 所収 pp. 213~240  
[4] 野間三郎: 景観と環境 多田文男・石田竜太郎共編 現代地理講座 1巻 自然と社会 河出書房 昭和32年1月 所収 pp. 77~90  
[5] 野間三郎: ペッシェルからリヒトホーフエンへ——マルテの現代的意義 立命館文学 150・151号 (立命館大学文学部創設30周年記念論集) 昭和32年12月  
[6] Lautensach, H.: Über die Begriffe Typus und Individuum in der geographischen Forschung. Münchner geographische Hefte, Heft 3, 1953.  
[7] Schmitthenner, H.: Studien zur Lehre vom geographischen Formenwandel. Münchner geographische Hefte, Heft 7, 1954.  
[8] Ogrissek, Rudi.: Siedlungsform und Sozialstruktur agrarischer Siedlungen in der Ostoberlausitz seit dem 16. Jahrhundert. Görlitz, 1961.
- 23) 註 22) [4]  
24) 註 22) [3] pp. 224~231 註 22) [4] pp. 86・89  
25) 註 22) [3] pp. 226~228
- 26) 本稿における, 人間生態学の考え方には, 次の文献から多くの教示をえた。  
八木誠政・野村健一共編: 生態学概説 養賢堂 昭和31年10月 (4版)  
E. P. オダム著 京大生態学グループ訳 生態学の基礎 朝倉書店 昭和33年4月 (再版)  
14章 人間社会への応用 pp. 369~377  
田宮博 代表編集: 人についての生物学 I, II 現代生物学講座 9・10巻 共立出版株式会社 昭和33年11月(I)・9月(II)  
ブラーシュ著 飯塚浩二訳: 人文地理学原理 下巻 岩波文庫 昭和15年10月 p. 281ff  
フューヴル著英訳本 Febvre, L.: (Translated by E. G. Mountford and J. H. Paxton): A Geographical Introduction to History. London, 1950 (3rd ed.), pp. 358~368.  
野間三郎編: 生態地理学 朝倉書店 昭和36年1月 とくに第5章の「地理学と生態学」—野間三郎—pp. 226~256 を参考にした。なおこの他註42の文献も参照するがよい。
- 27) 伊藤正春: 人間生態学 関書院 昭和35年12月 pp. 17・18  
28) 伊藤正春: 上掲書 pp. 16~23  
29) 伊藤正春: 上掲書 p. 21 A. B. ホーリングスヘッドの「人間生態学と人間社会」の論説を引用している。
- 30) Homans, G. C.: The Human Group. 1950.  
馬場明男・早川浩一共訳: ヒューマン・グループ 誠信書房 昭和34年7月 pp. 142~144
- 31) 人間生態学で考えられる人間像というものを応用して, 地理学的人間関係を考えてみようとするのである。人間生態学と地理学に関する論の展開に参考とした文献。  
野間三郎: 地理学と生態学 野間三郎編 前掲書所収  
Schnore, L. F.: Geography and Human Ecology. Economic Geography, 37-3, 1961, pp. 207~217.
- 32) 地理学的人間関係の図式構想については, 註27~31の文献のほかにも, 直接的に示教をえたものを

掲げる。

病理学的要因 pathogen と環境的要因 geogen の生態学的関係図表から本章の図式を組立てる教示をえた。May, J. M. : Medical Geography. = James, P. E. & Jones, C. F. (ed.) : American Geography — Inventory and Prospect— A. A. G., 1954, pp. 454・455.

なお, Clark は先史学的究明には, 生態学的地帯 ecological zone と経済階梯 economic stages との關聯を追及・整理することを論説した (pp. 7~21 一下記文献の)。この際に論じた生態系 eco-system における culture と biome (植物・動物・人間の the whole complex of living organisms) および habitat (the soil and climate) の関係図式の論述 (pp. 7-9 一下記文献の) からヒントをえたのでここに記しておく。



Clark, J. G. D. : Prehistoric Europe —the economic basis— London, 1952, pp. 7・8.

- 33) East, W. G. : The Geography behind History. Discussion Books, No. 12, London, 1938 (1954), p. 13.

小原敬士訳 : 世界史の自然的基礎 前掲書 p. 3・4

- 34) 第1・2・3 次社会機能の説明は, 伊藤正春 : 前掲書を参照した。しかし, 生態学的人間関係の説明の場合であって, 地理学的説明には註32の文献から暗示をえた。

- 35) 矢嶋仁吉 : 集落地理学 古今書院 1956年11月 p. 33

矢沢大二 : 気候景観 1953

- 36) Otremba, E. : Allgemeine Agrargeographie, (Allgemeine Agrar-und Industriegeographie), Stuttgart, 1952.

藪内芳彦訳 : 一般農業地理学 朝倉書店 昭和32年4月 p. 248・249

- 37) Houston が社会機構, 政治的様相, 農業経営などから農業景観や集落景を分析しているので参照した。Houston, J. M. : A Social Geography of Europe. London, 1953, pp. 49~108 Part II, Rural Geography—The Rural Landscape, Rural Settlement in Europe—

- 38) 山田安彦 : 新中国の人口分布 人文地理 10の1 昭和33年4月 pp. 51~57

- 39) 精神生活と景観との関係については, すでに辻村太郎が若干の問題を提起している。

辻村太郎 : 景観論 辻村太郎編 前掲書 pp. 218・219

辻村太郎 : 景観地理学講話 前掲書 pp. 264・265

- 40) 猪股佐登留訳 : クルト・レヴィン 社会科学における場の理論 誠信書房 昭和33年1月 (2版)

木内信蔵 : 人文地理学 至文堂 昭和32年8月 pp. 112・113

- 41) 本稿における地域体系 (景観組織) の骨組みのスケッチはミュミットヒュゼンによる地域の体系を参照した。木内信蔵・西川治 : 地域論 辻村太郎編 : 地理学本質論 前掲書 p. 260 文化景観の生態学的研究については, かつて書評を行いながら若干の愚考をのべておいた。

山田安彦 : 書評・野間三郎編「生態地理学」 立命館文学 197 1961年11月 pp. 80~87

- 42) 第3次社会機能が地域体系の中で如何なる地位をしめるか。これを追及するには第3次社会機能を地理学は如何に取扱えばよいのか。これについてまだ整理していないが, 次の文献からの暗示と方向付けをえて, 本稿の第3章を展開するのである。

アドルフ・ポルトマン著 高木正孝訳 : 人間はどこまで動物か—新しい人間像のために—岩波新書 1961年10月 pp. 1~24 序のうちに「生物体についてのあたらしい考え」(pp. 2~8)と「2つの発生概念」(p. 12~p. 17) および p. 219ff. 「現代の人間研究における生物学の役割」を参照。

人間行動の地域化を考察するために, ショジャール著 八杉竜一・八杉孝三共訳 : 人間の生物学—行動と思考の生理的基礎— 岩波書店 昭和35年8月 pp. 371~385 「行動の社会化」, pp. 386~395 「知性・自由・良心」を参考にした。

- 43) [1] Hassinger, H. : Der Staat als Landschaftsgestalter. Zeitschr. Geopol., 9, 1932, 117~122, 182~187. 国家政治制度が景観変化に及ぼす影響について論じたもの。

[2] Whittlesey, D. S. : The Impress of Effective Central Authority upon the Landscape. Ann. Assoc. Amer. Geogr., 25, 1936, 206~235.

[3] Mikula, H. : Die Stellung des Menschen in der Geographie (Landschaft als Ausdruck). Mitteil. Geogr. Gessellsch. Wien, 75, 1922, 69~75. 以上2篇は政治力が景観に与える影響

を論説。

[4] Passarge, S.: Die Kulturelle Länderkund und das Vierkräfteproblem. Peterm. Geogr. Mitteil., 78, 1932, 1~5. 宗教に関する景観の性格についての議論もある。

[5] Deffontain, P.: Géographie et Religion. Paris, 1948.

[6] Aufrère, L.: Le Paysage Spirituelle de l'Occident. Ann. Géogr., 45, 1936, 449~468. 精神生活と文化景観の関係について論及。宗教遺跡の様相・分布形態を取挙げ地理的条件から論説したもの。

[1] は辻村太郎: 景観地理学講話 前掲書 p. 250, [2] [3] も同様 辻村著書の pp. 264・265, [4] も同書 p. 265, また [6] も同書の pp. 254・255 に, [5] は辻村太郎: 景観論 前掲論文 p. 217 にすでに引用している。

最近では [4] に属する労作に内田秀雄論文がある (近江の集落景観の一特質について——近江仏教地理的研究—— 田中秀作教授古稀記念地理学論文集 柳原書店 昭和31年10月所収)。[5] に属するものには 当麻成志: 日本宗教地理学の提唱 人文地理 13の4 (1961)がある。

#### 44) 社会規範について

規範とは当為 Sollen を表示する法則で, 倫理的当為の法則として価値判断が可能となる。この規範的法則とは意識と目的とを有する人間によって根本的に作られ, 見出され, 人間の意欲と行為とが正当な目的に到達するために服従すべき法則である。つまり, 規範とは一般に社会生活において合致することを要求せられる一般の標準を総称している。換言すれば, 人間の行動のうち殆んど社会的に一般化しているとか, 是認されているとか, 奨励されている通路である (福武・日高両氏の定義)。

法が当為 Sollen の法則として (規範), 現実的な意味を有するのは, 法秩序を通して存在する。法は法律秩序として社会的生活関係の秩序維持のために, 組織された国家権力により保障され強行される規範である。この点において, 道德・宗教慣習などの社会規範とは異なる 特殊性を有する。社会が進化して国家が確立してくると法は慣習から分化し, 独立する。未開社会の法政現象は慣習が核心をなす。

法と道德は共通特質を有するが, 一方人格の統制過程および適応過程においては異なった 規制を有する。道德は社会行動を人格の内側から自律的に自我統制することにより, 社会統制の基礎となるものであるが, 法は本質的に他律的自我統制によって, 社会統制の基礎となる。

林 信雄: 法律学概論 評論社 法律学全書 1 昭和24年1月 pp. 51~59

安倍淳吉: 社会心理学 現代心理学体系 2 共立出版株式会社 昭和31年5月 pp. 202・203

福武直 編者代表 講座社会学 第3巻 社会と文化 東京大学出版会 昭和36年6月 pp. 81~102 制度的文化と社会意識 (慣習—社会規範・慣習の機能・社会と慣習)

小林直樹: 法と道德の構造論的考察 日本法哲学会編: 法と道德 1957 法哲学年報 有斐閣 昭和33年3月 所収 pp. 75・98・99・106・107

杉浦健一: 未開人の政治と法律 彰考書院 昭和22年12月 p. 220

#### 45) 註 5) 15) の Bradford, J. 著作

※ ケントゥリアを取扱ったものではないが, 方格状地割という点においては類似するタウンシップの生態の様相を論じたものがあり, 参考にすべきであると考え。Johnson, H. B.: Rational and Ecological Aspect of the Quarter Section — An Example from Minnesota Geogr. Rev., Vol. 47 No. 3, 1957. pp. 330~348.

46) Cook, S.A., F.A. Adcock and M. P. Charlesworth (ed.): The Cambridge Ancient History, vol. VII, The Hellenistic Monarchies and the Rise of Rome. Cambridge, 1954, pp. 320-321, Comparative Chronological Table for Early Roman History. pp. 458-467.

Robinson, C.A.: Ancient History—From Prehistoric Times to the Death of Justinian. New York, 1951, p. 467.

末松謙澄註解 ウルピアーヌス 羅馬法範 帝国学士院 大雄閣書房 大正13年7月 3版 pp. 131~135

47) H. J. シュテーリヒ著 菅井・長野・佐藤共訳: 西洋科学史 上巻 1958年10月 p. 184

原田慶吉: ローマ法 有斐閣 昭和33年5月 p. 4

48) 矢田一男: 12表法 世界歴史事典 9 平凡社 昭和27年4月 pp. 180・181

49) H. J. シュテーリヒ著 菅井他 2人共訳 前掲書 pp. 181~184



- 50) 末松謙澄注解 ウルピアーヌス羅馬法範 前掲書 pp.131~135 12表法定に付て, pp.135~141 には12表法の概要が論説されている。12表法の法文については同書ウルピアーヌス附録第2—12 表法全文訳註 (p.191ff.) を参照した。第7表については pp.266~278 参照
- 51) 末松謙澄注解 前掲書 (以後 SD と略す) p.266 の法文の訳文は2尺5寸となっている。また 註には原語 *sesterti spes* は2歩半の意であると説明。尺寸の訳語を用いると日本のそれと混同さ れさやすとので「歩」を使用することにした。しかし、ここではなお、原田慶吉：ローマ法 有斐閣 昭和33年5月 p.102 の「相隣地関係」の項では「歩」と訳しているのそれに従う ことにした。以下末松謙澄記の法文の「尺」は「歩」にかえた。
- 52) SD. p.266 *ambitus* という間隔は行動の余裕を存する空地のことである (SD.p.266 註)
- 53) SD. p.267
- 54) SD. p.267 註解
- 55) SD. pp.272・273
- 56) SD. pp.273・274 原田：ローマ法 前掲書 p.102
- 57) SD. pp.271・272 原田前掲書 p.102
- 58) SD. pp.268 269
- 59) SD. 269・270
- 60) 12表法の相隣権については村教三の論説が詳しい。村教三：相隣地の機能に関する 史的考察 法学新報 41の3・4 昭和6年 41の3, pp.54~70
- 61) 原田慶吉：ローマ法 前掲書 pp.4・105

※ 12表法についてはなお、青木一郎：12表法 京都法学会雑誌 1の8~2の1 明治39年9 月~治明40年1月 並びに 矢田一男：12表法の原本及び本法の題号について 法学新報 41の3 昭和6年 を必要に応じて参照した。

尺度について説述しなかったが、かつて拙稿で紹介しておいた。山田安彦：ケントゥリアの形 態と測量 人文地理 11の1 昭和34年2月。なおBradford, J.: *Ancient Landscapes—studies in field archaeology*. London, 1957, p.149 参照のこと。

- 62) Bradford, Caillemer, Fraccara, Havefield, Castaniori などが詳細、緻密なる調査によって明 晰なる論を展開している。
- 63) 山田安彦：ケントゥリアの形態と測量 前掲論文  
後日、ケントゥリアのより詳細なる分布・機能・地割内の生態などについて問題を展開したい。
- 64) 渡辺・弓削共訳：マックス・ウェーバー古代社会経済史 前掲書 (以後MWと略す) p.403
- 65) MW. p.402
- 66) MW. pp.354・416
- 67) MW. pp.364・365  
杉浦健一：未開人の政治と法律 彰考書院 昭和22年12月 p.136
- 68) SD. pp.237・238
- 69) わが国、古代の場合、すでに農業労働力の合理的配分、節減を考えている。令義解 第3 田令に「凡 給口分田、務從便近、不得隔越」と定めていることから本文のように考えられる。  
直接関係はないが、家長長について土地所有、農業経営との関係を論説したものがある。  
安良城盛昭：大開検地の歴史的前提 (1) 歴史学研究 163号 昭和28年5月  
散居の理由の1つに労働力の節約が一般にあげられている。  
石田竜次郎：となみ散村研究譜 現代地理講座 4巻 都市と村落の地理 昭和31年8月 pp.308~335
- 70) MW. p.354
- 71) MW. p.408
- 72) 本文にも叙述したように、植民者の平等、植民政策のためには、ケントゥリアの施行が最も 都合がよい。それがためにローマ領土内広くその遺構を留める。  
Bradford, J.: *Ancient Landscapes—studies in field archaeology*. London, 1957. にはイタリア北 部だけに限らず、イタリアおよびその周辺地域のケントゥリア遺構分布と形態を論説されている。
- 73) ケントゥリアは土地割当を均等にし、各人の平等を保持したり、元来の農業共同体、村落を粉 砕するための適当な土地区分の方法であると論述したが、具体的にその形態を若干説述しよう。  
グローマ (Roman Surveyor's *groma*) =cross-staff <Bradford, J.: *Ancient Landscapes*, p. 151> を使用して測量されたローマの耕地は、坐標系システムを形成し、ギリシア都市の如く、南北

に走るリミテス(小路limites)と東西に走るリミテスによって区分される。前者の小路をカルディネス cardines—Cardo-Maximus, 後者をデキマーニ decimani—Decumanus Maximus と呼称する。この坐標系をさらに20アクッス actus  $\approx$  776 yards  $\approx$  710m 毎に区分する。この正方形の区画の土地をケントゥリア centuriae と呼ぶ(Bradford, J.: Ancient Landscapes, pp. 149-150. Bradford, J.: A Technique for the Study of Centuriation. Antiquity, vol. xxi, No. 84, 1947, p. 199)。さらに, 20actus の正方形の1辺を20等分して, 400の小区 (1 actus  $\times$  1 actus) に区分。actus = 120 Roman feet = 116. 496 English feet  $\approx$  35. 51m. この小区2区, つまり 2 actus  $\times$  1 actus を 1 iugerum = iugerum と称す。この iugera 2個をヘレディウム heredium (囲込み世襲地) として分配した。2 iugera = bina iugera. iugerum (240 Roman feet  $\times$  120 Roman feet) は大体2頭(牛)曳きの犁を用いて, 1農夫が1日に耕作しうる面積(また午前中に耕しうる広さという説もあるらしい)で, 現在の大体8分の5 acre = 4分の1 hectare に相当する。(Bradford, J.: Ancient Landscapes, p. 149. Bradford, J.: A Technique for the Study of Centuriation, p. 199.)

74) MW. p. 408

75) MW. pp. 408・409

76) 註 67) と 70) と合考すると理解しうる。

古代(年代は異なるが)における持分地の交換は, ローマに限らず, わが国でも行われている「凡田有交錯, 両主求換者, 經本部, 判聴除附」黒板勝美編: 新訂増補 国史大系 令集解 中篇 吉川弘文館 昭和34年9月 p. 367. しかし, ローマの場合と意味内容が同一ではない。わが国, 古代の場合は令によって口分田は被給者の耕作に便利なるように, なるべくその居住地に近い土地を割当てている(田令 上掲書 p. 361) 註69

77) MW. p. 416

78) MW. pp. 354-371-393-403-406

フンドゥス fundus 割当地とヘレディウムとか性格を明かしておく必要があるが, 詳細な内容は不明。

Cunow, H.: Allgemeine Wirtschaftsgeschichte. II 藤沢保太郎訳 世界経済史大系 2巻 育生社弘道閣 昭和16年10月 pp. 40~48

79) MW. pp. 351-358

ウェーバーは Heredium (囲込み世襲地 MW. p. 358) を個別的な耕作のために個々の小家族によって世襲的に専有され, しかし家族外への売却については国家的な理由から制限されたところの園地割当地であると説述(MW. p. 358)。

註 73) 参照

クノー著, 藤沢訳: 世界経済史大系 2巻 前掲書(以後HCと略す) pp. 40~48

80) Bradford, J.: Ancient Landscapes. p. 176 Apulia の例と p. 206 Tunisia の例。

なお, やはりイタリアではないが, 中央ヨーロッパでは森林は Roman limes に沿って, 小地区においてのみ開拓された。Houston, J. H.: A Social Geography of Europe, London, 1953. pp. 94・95.

81) Bradford, J.: ibid. p. 174.

82) Houston, J. H. はその著, A Social Geography of Europe. London, 1953, p. 98. に Venezia 附近のケントゥリアの遺構リミテス (limites) に沿う散居性の農家分布の図を掲げている。ポー河流域には明瞭なケントゥリアの遺構を残す (Houston, J. H.: ibid. p. 94)。

北イタリアには珍しくない景観であろうが, 地図上顕著な様相を示すものの1例をあげておく。その図幅名, Istituto geografico militare: Scala di 1:25000, Abano Terme, Mestrino, Camisano Vicentino, Cittadella, Padova, Vigodarzere, Camposampiero, S. Martino di Lupari.

Bradford, J.: ibid. Plates 38~49.

83) ローマンブリテンの例は都城内の散居形態がある。しかし, 道路に沿っていない。イタリアの場合と異っている。Taylor, G.: Urban Geography. London, 1951, p. 132.

84) Gilbert, E. W.: The Human Geography of Roman Britain, ... Darby, H. C. (ed.): An Historical Geography of England before A. D. 1800. Cambridge, 1951, p. 66.

85) Centuriaeの分布は, Bradford, J.: Ancient Landscapes, pp. 145~216 を参照。

86) 属州アフリカの土地所有・経済の史的展開については, 村川堅太郎: 羅馬大土地所有制 社会構成史体系 第3部 世界史発展の法則 日本評論社 昭和24年7月 所収に論説がある。

87) 村川堅太郎: 羅馬大土地所有制 第2篇 属州における大土地所有 1 属州アフリカの皇帝領(前掲書) p. 112

- Bradford, J. : Ancient Landscapes, p. 197, note 1.
- 88) Bradford, J. : *ibid.* p. 197. 註89) Caillemer 論文参照。
- 89) Bradford, J. : *ibid.* p. 197. なお分布については pp. 197~207. またテュニジアのケントゥリア分布の詳細については Caillemer, M. : *Les Centuriations Romaines de Tunisie*. Institut Géographique National, Paris, 1954. を参照。なお. Putzger, F. W. : *Historischer Schulatlas von der Altsteinzeit bis zur Gegenwart*. 1954. S. 45も合わせて参照のこと。TunisieCenturiariaを論説するのが、本稿の目的ではないので、詳細をさけたが改めて問題を展開したい。
- 90) MW. pp. 410・411
- 91) 山田安彦 : ケントゥリアの形態と測量 前掲論文
- 92) MW. p. 405
- 93)[A] Bradford, J. : *ibid.* p. 150      93)B MW. p. 405
- 94) MW. p. 413
- 95) Bradford, J. : *Ancient Landscapes*, p. 149, note 2.
- 96) MW. p. 371
- 97) HC. p. 43
- 98) MW. pp. 357~360  
HC. pp. 40~48
- 99) Bradford, J. : *Ancient Landscapes*, plates 38・39・46~49 の航空写真を観察すると明かである。
- 100) Bradford, J. : *ibid.*, plates 40~43・45 の航空写真を参照。
- 101) ミシェル・ヴィレー著 田中周友・赤井節共訳 : *ローマ法* 文庫クセジュ 白水社  
1955年12月 pp. 78・79  
原田慶吉 : *ローマ法* 前掲書 p. 74
- 102) ミシェル・ヴィレー著 田中周友・赤井節共訳 : *上掲書* pp. 79・80
- 103) 原田慶吉 : *ローマ法* 前掲書 pp. 72・73
- 104) ミシェル・ヴィレー著 田中・赤井共訳 : *前掲書* p. 77 神聖物 (*res sacra*), 地下の神のものたる墳墓は取引から除外されるものであり, ローマ国家に属する公物 *res publicae*, また, 空気・海洋のような共有物 *res communes* は私法の領域外におかれ, 取引されない「物」である。
- 105) 原田著書 前掲 pp. 72~73      ローマ人の説く物 *res* の分類
- |                                      |   |                             |  |
|--------------------------------------|---|-----------------------------|--|
| 財産を構成する物<br><i>res in patrimonio</i> | 財産を構成せざる物<br><i>res extra patrimonium</i> | 神法上の<br><i>divini iuris</i> | 神聖物……神殿・神事に供する物<br><i>res sacra</i>        |
|                                      |   |                             | 宗教物……墳墓(自由人・奴隷を不問)<br><i>res religiosa</i> |
|                                      |   | 人法上の<br><i>humani iuris</i> | 聖護物……城壁・城門・境界線<br><i>res sancta</i>        |
|                                      | 万人共有物<br><i>res communis omnium</i>       |                             |  |
|                                      | 公有物<br><i>res publica</i>                 |                             |  |
|                                      |   |                             | 公法人の物<br><i>res universitatis</i>          |
- 106) Bradford, J. : *Ancient Landscapes*, p. 150.
- 107)[A] ブルフィンチ作 野上弥生子訳 改訳ギリシア・ローマ神話〔上〕岩波文庫 昭和34年8月 p. 21
- 107)[B] タヒチでは樹木建石をもって目標とし, あるいはチイ神一境界守護神らしい一の像を立てる。松岡静雄 : *太平洋民族誌* 岩波書店 昭和16年7月 p. 289
- 108)[A] 高津春繁 : *ギリシア・ローマ神話辞典* 岩波書店 1960年3月 pp. 170・171
- 108)[B] 井上鋭夫 : *越後国奥山庄の勝示について* 日本歴史 163号 昭和37年1月 pp. 35・37
- 109) 高津春繁 : *前掲書* p. 293
- 110) 野上弥生子訳 : *前掲書* p. 213
- 111) 大塚久雄 : *共同体の基礎理論* 岩波書店 昭和33年3月 p. 72

- 112) 原田慶吉：ローマ法の原理 弘文堂 昭和25年10月 p.26  
 113) 原田慶吉：上掲書 p.98  
 114) 原田慶吉：上掲書 p.87  
 115)A 原田慶吉：上掲書 第3章参照 p.25~43  
 115)B 原田慶吉：上掲書 p.100  
 田中秀夫・角南一郎共訳：キケロー義務について 関書院 昭和34年9月  
 116) 令集解 田令 黒板勝美編：新訂増補 国史大学 令集解 中篇 吉川弘文館発行  
 昭和34年9月 p.361・p.367  
 117) 令集解 上掲書 pp.356・361・362  
 118) 康治2年7月16日・尾張国安食荘立券文(醍醐寺文書) 平安遺文 6 (2517) pp.2110~2112・  
 2114・2115・2117~2123 なお、嘉応3年2月 遠江国池田荘立券状(松尾神社文書) 平安遺文 7  
 (3569) も参照のこと。  
 119) 田辺繁子訳：マヌの法典 岩波文庫 昭和28年1月 pp.239~241 土地の境界  
 120) 鈴木重胤：延喜式祝詞講義 10巻 室松岩雄編：国文注解全書 祝詞講義(上) 国学  
 院大学出版部 明治42年8月 pp.555・556  
 121) 律 黒板勝美編 新訂増補国史大系——律 吉川弘文館 昭和34年9月 pp.155・157 天  
 津罪の歴史地理学的意義については、筆者は日本地理学 1961年春季大会(研究報告要旨 p.44.  
 45) に、社会規範と景観変遷に関する若干の問題と題して発表した。詳しくは稿を改めたい。  
 122) これについてはすでに書評をのべた際に論述したことがある。山田安彦：書評「齋藤忠・田  
 中喜多美・板橋源共著 胆沢城跡調査報告」立命館文学 155 1958年4月  
 123) 中村元：宗教と社会倫理—古代宗教の社会理想— 岩波書店 昭和34年6月 pp.115~120  
 124) ローマの地域秩序 (Römische Raumordnung) についての参考文献  
 Kirsten, Ernst: Römische Raumordnung in der Geschichte Italiens. Historische Raum-  
 forschung II—Zur Raumforschung in den alten Hochkulturen. a. a. O.  
 ※ 集落に与える道路の影響については プラージュ著 飯塚訳 人文地理学原理 下巻 pp.  
 55~57 を参照。また、如何にして道路が社会型式を創造するかという点についてはエドモン・ド  
 ャモラン Edmond Demolines: Comment la route cuée le type social (未見) があるので参考  
 までに記す。

本稿の1部は立命館大学山口平四郎教授を代表とする総合研究(昭和33年度)の科学研究費による研究である。なお、本稿を草するにあたり、岩手大学川本忠平教授、京都大学藤岡謙二郎教授および立命館大学谷岡武雄教授に一方ならぬお世話になった。また、法律書関係の1部の文献について、岩手大学関文香教授の御教示をえた。併せ記して謝意を表す。

追記 脱稿してから、Dilke, O. A. W.: Maps in the Treatises of Roman Land Surveyor. Geographical Journal, Vol. 127 No. 4, 1961, pp. 417~427, の論説を落掌した。本稿に参考とすべき説が多いが後日にゆずる。